
仙台南部地区特別支援学校新築設計 公募型プロポーザル 実施要項

平成 30 年12月
宮城県土木部営繕課

目 次

I	本プロポーザルの背景及び目的	1
1	本プロポーザルの背景	
2	本プロポーザルの目的	
II	一般事項	1
1	名称	
2	主催者	
3	趣旨	
4	選定方式	
5	事務局	
III	参加申込者の資格要件等	1, 2
1	参加申込者の資格要件	
2	参加申込者の参加形態	
IV	評価・選定	2, 3
1	判定委員会	
2	評価・選定方式	
3	選定結果の発表	
4	技術提案を求める評価テーマ	
V	手続等	3, 4
1	実施要項の入手	
2	参加申込等	
3	現地見学会	
VI	プロポーザルの日程（予定）	4
VII	設計業務委託	4, 5
1	業務委託契約	
2	業務内容	
3	設計業務委託料	
4	管理技術者等	
VIII	著作権及び提出図書の取扱い	5
1	著作権の帰属	
2	技術提案書の取扱い	
IX	経費の負担	5
X	失格	6
XI	その他	6

別添 1 仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル 参加申込書・技術提案書作成
要領

様式関係

別添 2 仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル 評価・選定基準

別添 3 仙台南部地区特別支援学校新築設計 計画概要書

別表・別図・別添資料・参考資料

I 本プロポーザルの背景及び目的

1 本プロポーザルの背景

仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業者）の後期中等教育の場を併せて整備することを目的として、新たな特別支援学校を新設することになりました。

2 本プロポーザルの目的

本プロポーザルは、仙台南部地区特別支援学校新築設計業務に当たり、選定方法の公平性等を確保しつつ、上記方針の下で、より優れた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を求め、この業務に最も適した設計業務委託候補者(以下「設計候補者」という。)を選定することを目的とします。

II 一般事項

- 1 **名 称** 仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル
- 2 **主 催 者** 宮城県
- 3 **趣 旨** 本プロポーザルは、具体的な設計案を求めるものではなく、設計候補者の選定のために必要な技術提案書の提出を求めるものです。
- 4 **選定方式** 本プロポーザル方式は、公募型とし、2段階の選定方式とします。
- 5 **事 務 局** 宮城県土木部営繕課
担当：企画調査班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL：022-211-3264
FAX：022-211-3190
E-Mail：eizenp@pref.miyagi.lg.jp
営繕課ホームページ(以下「営繕課HP」という。)：<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/eizen/>

III 参加申込者の資格要件等

1 参加申込者の資格要件

本プロポーザルに参加を申し込む建築設計事務所(以下「参加申込者」という。)の必要な資格は、参加申込日において次の各号に該当することです。なお、参加できる者は、単体企業とします。

- (1) 宮城県建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿(業種「建築設計」に限る。)に登録されたA等級の格付けを有する者であること。
- (2) 宮城県内に本社(店)、支社(店)又は営業所があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

2 参加申込者の参加形態

- (1) 設計は、管理技術者及び総合、構造、電気、機械の各業務分野を分担する主任担当技術者から構成される「設計チーム」によって行うこと。
- (2) (1)に規定する「設計チーム」の構成員のうち管理技術者は、参加申込者に所属する一級建築士とすること。
- (3) (1)に規定する「設計チーム」の構成員のうち総合、構造、電気、機械の主任担当技術者は、参加申込者に所属する技術者以外の技術者とすることができる。ただし、「設計チーム」の構成員が他の「設計チーム」の構成員を兼ねることはできない(※参加申込者において各構成員へ他の「設計チーム」の構成員となっていないことを確認すること)。
- (4) 同一の参加申込者からの設計チームは、1チームに限ること。

IV 評価・選定

1 判定委員会

技術提案書の審査は、仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル判定委員会(以下「判定委員会」という。)が行います。

判定委員会は、次の判定委員5名により組織されます(五十音順、敬称略)。

- 石井 敏 (東北工業大学工学部建築学科 教授)
- 門脇 恵 (宮城県立石巻支援学校 校長)
- 佐々木 章一 (国土交通省東北地方整備局営繕部 整備課長)
- 高橋 剛彦 (宮城県教育庁 教育次長)
- 三浦 俊徳 (宮城県土木部 技監兼次長(技術担当))

2 評価・選定方式

(1) 第1段階

判定委員会が、仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル評価・選定基準(以下「評価・選定基準」という。)(別添2参照)に基づき参加申込書の内容を評価し、参加申込者の中から評価得点上位6位までをプロポーザルの提案予定者(以下「プロポーザル提案者」という。)として選定し、技術提案書の提出を求めます。

ただし、第6位が複数の場合は、全てプロポーザル提案者に含むものとし、応募者総数が6者以下の場合は、全ての応募者をプロポーザル提案者とします。

(2) 第2段階

判定委員会の会議(以下「判定会」という。)において、プロポーザル提案者から技術提案書の内容についてヒアリングを行った上で評価・選定基準に基づき評価し、最高得点者を設計候補者として選定します。また、評価得点順位2位の者を次点候補者とします。

なお、ヒアリングの実施方法については、プロポーザル提案者に対して別途通知します。

3 選定結果の発表

第1段階の選定結果については平成31年2月19日(火)午後4時(予定)に、第2段階の選定結果については平成31年3月20日(水)午後4時(予定)に、それぞれ営繕課HPに掲載します。

4 技術提案を求める評価テーマ

- 課題1 各学部の特性や教育課程を考慮した建築計画の考え方
- 課題2 敷地の特性を考慮した建物等の配置を含む土地利用計画の考え方
- 課題3 保全性やライフサイクルコスト縮減の方策について

V 手続等

1 実施要項の入手

本プロポーザルの参加申込方法等を含む実施要項は、営繕課HPから出力してください。

2 参加申込等

(1) 参加申込書等(様式-1~2)

本プロポーザルの参加申込者は、参加申込書・技術提案書作成要領(別添1)に従い、参加申込書(様式-1)及び「設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書」(様式-2)を提出してください。

- ① 提出場所：事務局
- ② 期 間：平成31年1月11日(金)から平成31年2月1日(金)まで
土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前10時から午後4時まで
郵送の場合は、平成31年1月31日(木)の消印のあるものまで有効としますが、到着の有無を必ず事務局まで確認願います。
- ③ 提出方法：持参又は書留による郵送とします。封書には「仙台南部地区特別支援学校新築設計プロポーザル 参加申込書在中」と朱書きしてください。

(2) 技術提案書(様式-3, 4-1~4-3)

技術提案書を提出できるのは参加申込者のうち第1段階で選定されたプロポーザル提案者とし、判定委員会から技術提案書の提出要請の通知(以下「要請通知」という。)を行います。

- ① 提 案 書：1チームにつき1提案に限ります。
- ② 提出場所：事務局
- ③ 期 間：平成31年2月19日(火)から平成31年3月8日(金)まで
土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前10時から午後4時まで
郵送の場合、平成31年3月7日(木)の消印のあるものまで有効。
- ④ 提出方法：持参又は書留による郵送とします。封書には、「仙台南部地区特別支援学校新築設計プロポーザル 技術提案書在中」と朱書きしてください。

(3) 質問書(様式-5)

本プロポーザルの参加申込書及び技術提案書についての質問は、質問書(様式-5)により提出してください。

- ① 提出場所：事務局
- ② 期 間：平成31年1月11日(金)から平成31年1月21日(月)まで
土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前10時から午後4時まで
- ③ 提出方法：持参又は郵送とし、郵送の場合は、提出期間末日必着とします。

- ④ 回 答：平成31年1月30日（水） 午後4時（予定）
営繕課HPに掲載します。
なお、質疑事項の内容により回答できない場合があります。

3 現地見学会

参加希望者を対象に、次のとおり現地見学会を実施します。

- ① 見 学 日：平成31年1月18日（金）
② 行 程：14：30～15：15 仙台南部地区特別支援学校計画敷地 見学
③ 注意事項：
・参加希望者は、当日14：25までに仙台南部地区特別支援学校計画敷地 に集合してください。
・参加人数は、1チームにつき2名までとします。
・駐車スペースに限りがありますので、駐車は1チーム1台までとしてください。
・見学敷地の足元が悪い可能性がありますので、ご注意ください。
・現地見学会参加中に発生した参加者の事故等について、県は一切責任を負いません。
・参加希望者及び参加申込者を対象とした現地見学の機会は、本見学会のみとなります。

VI プロポーザルの日程（予定）

平成30年12月20日(木)	: 第1回プロポーザル判定会
平成31年 1月11日(金)	: 実施要項の公表(営繕課HPに掲載)
平成31年 1月11日(金)	: 参加申込書等の提出
～ 2月 1日(金)	
平成31年 1月11日(金)	: 参加申込書等に関する質問書の提出
～ 1月21日(月)	
平成31年 1月18日(金)	: 現地見学会
平成31年 1月30日(水)	: 質問に対する回答
平成31年 2月 1日(金)	: 参加申込締切(郵送は前日消印有効)
平成31年 2月19日(火)	: 第1段階選定結果の公表(営繕課HPに掲載) 及びプロポーザル提案者への要請通知
平成31年 2月19日(火)	: 技術提案書の提出
～ 3月 8日(金)	
平成31年 3月 8日(金)	: 技術提案書提出締切(郵送は前日消印有効)
平成31年 3月19日(火)	: ヒアリング及び第2回プロポーザル判定会
平成31年 3月20日(水)	: 第2段階選定結果の通知・公表(営繕課HPに掲載)
平成31年 5月 下旬	: 契約締結予定

VII 設計業務委託

1 業務委託契約

設計候補者との間で設計業務委託契約（随意契約）を締結することを基本とします。

2 業務内容

(1) 業務委託名 仙台南部地区特別支援学校新築設計業務委託

(2) 業務概要

① 新築建物設計 延べ面積 約 14,140㎡

内訳

管理諸室	約 3,350㎡
普通教室	約 2,000㎡
特別教室	約 2,270㎡
実習施設	約 1,800㎡
体育施設	約 2,080㎡
寄宿舎	約 2,540㎡
生活訓練棟	約 100㎡
その他	

② グラウンド整備等設計

※建築設備，外構・植栽等設計を含む。

※基本・実施設計，敷地全体の土地利用計画を含む。

(3) 履行期限 平成33年 7月30日 (予定)

3 設計業務委託料

業務に対する設計業務委託料は，県が定める方法により算出した額を上限とします。

4 管理技術者等

本業務委託の受託者の管理技術者及び各業務分野の担当者は，設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書(様式—2)に記載した設計チームの管理技術者及び各業務分野の主任担当技術者をそれぞれ選任するものとします。

Ⅷ 著作権及び提出図書取扱

1 著作権の帰属

提出された技術提案書の著作権は，参加申込者に帰属するものとします。

なお，著作権が第三者に帰属する著作物の使用の責は，参加申込者に全て帰するものとします。

2 技術提案書取扱

前項の規定にかかわらず，本プロポーザルに関する公表，展示及びその他県が必要と認める場合に，県は提出された技術提案書が無償で使用することができるものとします。

Ⅸ 経費の負担

参加申込者が本プロポーザルの参加(技術提案書の作成及び提出を含む。)に要した全ての経費は，参加申込者の負担とします。

X 失 格

次の各号に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) IIIの参加申込者の資格要件等に違反した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 「実施要項」の基本的な条件に違反した場合
- (4) 参加申込書提出後、宮城県建設工事入札参加登録者等指名停止要領に基づく入札参加指名停止措置を受けた場合

XI その他

- (1) 県は、VIII 2 の場合を除き、提出書類を無断で使用しないものとします。
- (2) 県は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、提出書類の複製を製作することがあります。
- (3) 「設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書」(様式一2)に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、病気、死亡等極めて特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできません。
- (4) 提出された書類は、返却いたしません。
- (5) 書類等の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定された単位に限ります。
- (6) 設計候補者及び次点候補者は選定の通知後、技術提案書の電子データを提供していただきます。
- (7) 提出された書類の訂正、差し替えは、認められません。
- (8) 提出された書類の内容により、必要に応じ追加資料の提出を求めることがあります。

仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル 参加申込書・技術提案書作成要領

1 参加申込書

(1) 参加申込書（様式—1）

イ 「参加申込者」欄について

- (イ) 参加申込者は、実施要項 Ⅲ「1 参加申込者の資格要件」を満足する建築士事務所名を記載して下さい。
- (ロ) 押印欄は、当該建築士事務所の開設者が法人の場合は当該法人の社印及び代表者印を、個人の場合は当該個人の印を押印して下さい。

(2) 設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書（様式—2）

イ 「参加申込者」欄について

- (イ) (1) イに同じ。

ロ 「一級建築士事務所登録」「管理建築士（一級建築士）」欄について

- (イ) 参加申込者である一級建築士事務所の登録番号、登録年月日及び有効期限を記入すること。
- (ロ) 当該事務所の管理建築士の一級建築士登録番号、登録年月日及び氏名を記入すること。

ハ 「【設計チーム】 資格・CPD単位取得実績」欄について

- (イ) 管理技術者予定者及び各主任担当技術者予定者について、それぞれ氏名及び所属事務所・役職を記入すること。
- (ロ) 「専門分野の技術資格」欄は、管理技術者予定者及び各主任担当技術者予定者について、資格の名称、登録番号及び登録年月日を記入すること。
- (ハ) 「CPD単位取得実績」欄については、以下のとおりとします。
 - a 建築CPD運営会議（事務局：（公財）建築技術教育普及センター）を構成する各団体が主催した講習会等で参加申込書の提出期限から過去1年以内に発行されたCPD単位取得証明書等に記載されたCPD（継続能力/職能開発）の単位について記入すること。
 - b CPDを取得した団体の名称、当該団体の推奨単位数、当該団体での取得単位数及び当該取得単位数を当該団体の推奨単位数で除した値(%)を記入すること。
 - c 推奨単位数は、制度（参加申込者独自の制度及び推奨単位を定めていない制度を除く。）を定めている当該団体が示す値とすること。

ニ 「【設計チーム】 設計業務実績」欄について

- (イ) 設計業務実績は、一つの施設についての基本設計と実施設計の両方を行った場合を1件とします（一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、両方を記載（添付書類共）すること）。
- (ロ) 改修工事（耐震補強工事を含む。）及び模様替工事の設計業務は、今回の設計業務実績とはしません。
- (ハ) 設計業務実績については、平成20年4月1日以降に完了した業務についていずれか1件のみを記入すること。
- (ニ) 記入上の留意事項については、以下のとおりとします。
 - a 業務委託名称欄には、その設計業務の業務名称を記入すること。
 - b 一つの施設についての設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれている場合は、業務委託名称及び履行期間については、上下2段にそれぞれ記入することができる（設計業務委託が基本設計と実施設計に分かれていない場合は、1段のみの記入で可）。
 - c 用途欄には、以下の用途区分の番号のいずれかを記入すること。
 - ① 学校教育法第七十二条に定める特別支援学校施設
 - ② 学校教育法第一条に定める学校（幼稚園を除く。）施設
 - d 工事種別欄には、新築、増築、改築のいずれかを記入すること。
 - e 規模欄には、上記c①又は②の用途に供する新築、増築、改築工事に係る部分の床面積（㎡）を記入すること。なお、①又は②以外の用途を含む複合用途施設の場合は、①又は②の用途の専用部分のみの床面積を記入すること。

- f 立場欄には、設計業務における役割分担における管理技術者、主任技術者、担当技術者等の別を下記の例により記入すること。
- ・管：管理技術者
 - ・主：主任技術者
 - ・担(総)：担当技術者(総合)
 - ・担(構)：担当技術者(構造)
 - ・担(電)：担当技術者(電気)
 - ・担(機)：担当技術者(機械)

ホ 資格・CPD単位取得実績・実績等を証明する書類について

- (イ) 資格、CPD単位取得実績及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類を必ず添付すること。
- (ロ) 資格及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は、以下のものを参考とすること。
- 資格欄に記載した内容を証明する書類
 - ・各資格の免許状その他の証明書の写し
 - CPD単位取得実績欄に記載した内容を証明する書類
 - ・各団体又は建築CPD運営会議が発行するCPD単位取得証明書等の原本の写し（ホームページ等の画面の印刷は不可とする）
 - 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類
 - ・契約書の写し
 - ・当該契約に係る物件の図面（設計概要が判別できる程度のもの）
 - ・建築士法第24条の4に基づく帳簿の写し
 - ・管理技術者、主任技術者等の通知書の写し等

※ 証明書類の内容確認の結果、設計業務実績が記載内容どおりと認められない又は確認できない場合は、その部分の記載を修正又は削除して評価します。

ヘ 【設計事務所】設計業務実績」欄について

- (イ) 設計業務実績については、当該事務所に委託契約等を締結した設計業務のうち平成20年4月1日以降に完了した、いずれか2件を記入すること。
- (ロ) 記入上の留意事項については、(2)ニに準じる。

ト 事務所登録・実績等を証明する書類について

- (イ) 一級建築士事務所登録を証明する書類(登録通知書等)を添付すること。
- (ロ) 設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類を必ず添付すること。
- (ハ) 資格及び設計業務実績欄に記載した内容を証明する書類は、(2)ホに準じる。

※ 証明書類の内容確認の結果、設計業務実績が記載内容どおりと認められない又は確認できない場合は、その部分の記載を修正又は削除して評価します。

(3) 提出部数 1部

2 技術提案書

(1) 業務実施方針(様式—3)

業務の取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項(様式—4—1～4—3に記載する内容を除く)、その他の業務実施上の配慮事項について記載して下さい。

(2) 課題に対する提案(様式—4—1～4—3)

別添3「仙台南部地区特別支援学校新築設計 計画概要書」を基に、実施要項IV「4 技術提案を求める評価テーマ」の課題1～3について提案してください。

(3) 提案書作成上の留意事項

提案書の作成には、以下の事項に留意してください。

- ① 提案書は、業務実施方針(様式—3)についてA4判縦1枚、課題に対する提案(様式—4—1～4—3)についてA3判横1枚とし、各8部を提出してください。
- ② 説明文字の大きさは、9ポイント以上の大きさで作成してください。また、各提案には、カラーコピーを用いても構いません。
- ③ 各提案書の用紙右上に幅50mm、高さ20mm以上の余白を設けてください。

- ④ 提案は、文章での表現を基本としますが、文章を補完するための必要最小限な視覚的表現は構いません。
- ⑤ 視覚的表現については、具体的な建物の設計ではなく、イメージや模式的な表現としてください。
- ⑥ 提案書の提出者（「設計チーム」の各構成員が所属する参加申込者以外の事務所、協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名（組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等）を記載することは認められません。

仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル

参 加 申 込 書

宮 城 県 知 事

村 井 嘉 浩 殿

標記について、必要書類を添付して参加を申し込みます。

平成 年 月 日

(参加申込者) 住 所 〒

参加申込者名
(代表者名)

印

電 話 番 号

F A X

メールアドレス

設計チーム・設計事務所 資格・業務実績等説明書

参加申込者名

(代表者名)

㊞

一級建築士事務所登録				管理建築士（一級建築士）			
登録番号	都道府県	第	号	氏名			
登録年月日	平成	年	月 日	登録番号	(大臣) 第	号	
有効期限	平成	年	月 日	登録年月日	S・H	年	月 日
【設計チーム】 資格・CPD単位取得実績							
A 管理技術者予定者				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称	一級建築士			団体の名称			
登録番号	(大臣) 第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H	年	月 日	取得単位数/推奨単位数		%	
G 主任担当技術者（総合）予定者				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	() 第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H	年	月 日	取得単位数/推奨単位数		%	
S 主任担当技術者（構造）予定者				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	() 第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H	年	月 日	取得単位数/推奨単位数		%	
E 主任担当技術者（電気）予定者				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	() 第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H	年	月 日	取得単位数/推奨単位数		%	
M 主任担当技術者（機械）予定者				氏名			
所属事務所・役職							
専門分野の技術資格				CPD単位取得実績			
資格名称				団体の名称			
登録番号	() 第	号		取得単位数	推奨単位数		
登録年月日	S・H	年	月 日	取得単位数/推奨単位数		%	

(注1) 内容は、申込日現在で記入してください。

【設計チーム】 設計業務実績						
A 管理技術者予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H H 年 月 から H H 年 月 まで		m ²		
		H H 年 月 から H H 年 月 まで				
G 主任担当技術者（総合）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H H 年 月 から H H 年 月 まで		m ²		
		H H 年 月 から H H 年 月 まで				
S 主任担当技術者（構造）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H H 年 月 から H H 年 月 まで		m ²		
		H H 年 月 から H H 年 月 まで				
E 主任担当技術者（電気）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H H 年 月 から H H 年 月 まで		m ²		
		H H 年 月 から H H 年 月 まで				
M 主任担当技術者（機械）予定者						
	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	立場
		H H 年 月 から H H 年 月 まで		m ²		
		H H 年 月 から H H 年 月 まで				
【設計事務所】 設計業務実績						
No.	業務委託名称	履行期間 (開始・完了年月)	工事種別 (新・増・改築)	規模	用途	
		H H 年 月 から H H 年 月 まで		m ²		
		H H 年 月 から H H 年 月 まで				
		H H 年 月 から H H 年 月 まで		m ²		
		H H 年 月 から H H 年 月 まで				

（注2）設計業務実績欄は、平成20年4月1日以降に完了したものを記載して下さい。

業務実施方針

業務の取組体制, 設計チームの特徴, 特に重視する設計上の配慮事項 (様式—4—1～4—3に記載する内容を除く),
その他の業務実施上の配慮事項

(A4版縦1枚)

課題に対する提案

課題1	各学部の特性や教育課程を考慮した建築計画の考え方	
(A3版横1枚)		

課題に対する提案

課題2	敷地の特性を考慮した建物等の配置を含む土地利用計画の考え方	
(A3版横1枚)		

課題に対する提案

課題3	保安全性やライフサイクルコスト削減の方策について	
(A3版横1枚)		

「仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル」質問書

平成 年 月 日

参加申込者名：
代表者名：
担当者名：
電 話：
F A X：

番号	質 問 事 項

仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル 評価・選定基準

■ 第1段階

● 評価方法

- ・ 設計者・設計事務所の資格・実績等技術力を客観評価

● 配点

評価項目	評価の着目点			配点ウェイト	
	判断基準			小計	
(1) 資格<設計者>	専門分野の技術資格			5点 (16.7%)	
	主任担当技術者(*1)	総合	2		
		構造	1		
		電気	1		
		機械	1		
(2) 技術力<設計者>	特定期間(*2)の同種又は類似業務の実績(*3)			13点 (43.3%)	
	管理技術者		4		
	主任担当技術者	総合	3		
		構造	2		
		電気	2		
		機械	2		
	CPD推奨単位取得実績			7点 (23.3%)	
	管理技術者		2		
	主任担当技術者	総合	2		
		構造	1		
		電気	1		
		機械	1		
(3) 技術力<事務所>	特定期間(*2)の同種又は類似業務の実績(*4)			5点 (16.7%)	
合計点				30点 (100%)	

(1) 資格<設計者>の評価点

次式で計算される各主任担当技術者(*1)の技術資格に係る評価点とする。

$$\begin{aligned} \text{主任担当技術者の技術資格に係る評価点} &= \sum(\text{各主任担当技術者の技術資格に係る評価点}) \\ &= \sum(\text{配点ウェイト} \times \text{技術資格評価係数}) \end{aligned}$$

*1 各主任担当技術者の分担業務分野の業務内容並びに評価対象技術資格及び評価係数

分担業務分野	業務内容	評価対象技術資格	技術資格評価係数
総合	H21国交省告示15号別添一第1項第1号及び第2号で示される設計の種類における「総合」	一級建築士	1.0
構造	同上「構造」	一級建築士	1.0
電気	同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの	建築設備士, 一級建築士	1.0
機械	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」, 「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの	建築設備士, 一級建築士	1.0

(2) 技術力<設計者>の評価点

*2 特定期間：平成20年4月1日以降に完了したもの。

*3 同種又は類似業務の実績

下記の用途要件及び規模要件を満たす新築・改築・増築の基本・実施設計の実績

	用途要件	規模要件(※)
同種業務	学校教育法第七十二条に定める特別支援学校 施設	延べ面積3,000㎡以上
類似業務	学校教育法第一条に定める学校(幼稚園を除く。)施設	延べ面積5,000㎡以上

※ 同種業務又は類似業務以外の用途を含む複合用途施設の場合は、同種業務又は類似業務の用途の専用部分のみの床面積とする。

① 特定期間(*2)の同種又は類似業務の実績(*3)

次式で計算される管理技術者及び各主任担当技術者の特定期間の同種又は類似業務の実績に係る評価点とする。

$$\begin{aligned} \text{設計者の業務実績に係る評価点} &= \sum(\text{管理技術者及び主任担当技術者の業務実績に係る評価点}) \\ &= \sum(\text{配点ウェイト} \times \text{設計者業務実績評価係数}) \end{aligned}$$

$$\text{設計者業務実績評価係数} = \text{㉑ 同種又は類似業務に係る係数} \times \text{㉒ 携わった立場に係る係数}$$

$$\text{㉑ 同種又は類似業務に係る係数} = \begin{cases} 1.0 & (\text{同種業務}) \\ 0.8 & (\text{類似業務}) \end{cases}$$

㉒ 携わった立場に係る係数

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者の立場	1.0	1.0
主任担当技術者の立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.3	0.5

※ 当該実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※ 照査技術者の立場は、評価の対象とならない。

② CPD推奨単位取得実績

次式で計算されるCPD単位取得実績に係る評価点とする。

$$\begin{aligned} \text{設計者のCPD単位取得実績に係る評価点} &= \sum(\text{管理技術者及び主任担当技術者の業務実績に係る評価点}) \\ &= \sum(\text{配点ウェイト} \times \text{設計者のCPD単位取得実績評価係数}) \end{aligned}$$

取得した単位数	CPD単位取得実績評価係数
推奨単位以上	1.0
推奨単位の1/2以上	0.5
推奨単位の1/2未満	0

(3) 技術力<事務所>の評価点

*2 特定期間：平成20年4月1日以降に完了したもの。(2) 技術力<設計者>の評価点の場合と同じ。)

*4 同種又は類似業務の実績

次式で計算される設計事務所の特定期間(*2)の同種又は類似業務の実績に係る評価点とする。

$$\text{設計事務所の業務実績に係る評価点} = \text{配点ウェイト} \times \text{事務所業務実績評価係数}$$

事務所業務実績評価係数

類似業務の実績	同種業務の実績		
	2件	1件	0件
2件			1.0
1件		0.9	0.5
0件	0.8	0.4	0

●選定

- ・ 選定基準に基づき、プロポーザル提案者6者を選定

■ 第2段階

● 評価方法

- ・ 技術提案：実施方針および評価テーマ(3つ)
- ・ 技術者の能力の直接確認のため、ヒアリングを実施
- ・ 第1段階の実績等評価＋技術提案に対する評価

● 配点

	評価項目	評価の着目点		配点ウェイト			
		判断基準		小計			
第 1 段 階	資格<設計者>	専門分野の技術資格		5点 (5%)			
		主任担当技術者	総合	2			
			構造	1			
			電気	1			
	機械		1				
	第 2 段 階	技術力<設計者>	特定期間の同種又は類似業務の実績		13点 (13%)		
			管理技術者	4			
				主任担当技術者	総合		3
					構造		2
		電気			2		
機械		2					
CPD推奨単位取得実績		7点 (7%)					
		管理技術者	2				
			主任担当技術者		総合	2	
					構造	1	
電気	1						
機械	1						
技術力<事務所>	特定期間の同種又は類似業務の実績		5点 (5%)				
小計			30点 (30%)				
第 2 段 階	業務実施方針及び手法	業務の理解度及び取組意欲		8点 (8%)			
		業務内容、業務背景、手続の理解及び積極性	8				
	業務の実施方針	12点 (12%)		12			
		業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価					
	評価テーマに対する技術提案	50点 (50%)		20			
		課題1	各テーマについて、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。				
		課題2				20	
	課題3	10					
	小計			70点 (70%)			
	合計点				100点 (100%)		

※各者の合計点は、小数点以下第2位を四捨五入する。

● 技術提案の評価方法

- ・ 各項目について各判定委員が5段階に評価し、各項目ごとに各判定委員の評価点の合計に(配点ウェイト/出席判定委員数×5)を乗じたものを、各項目の評価点とする。

仙台南部地区特別支援学校新築設計 計画概要書

平成30年12月
宮城県土木部営繕課

I 基本方針

1 整備の目的

仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業生）の後期中等教育の場を併せて整備することを目的として、新たな特別支援学校を新設するため、当該校舎等の新築工事を実施するための設計を行うもの。

2 設計基本コンセプト

- (1) 機能的で使いやすい、維持管理が容易な学校。
- (2) 災害に強く、安全性の高い学校。
- (3) 全ての人々が利用しやすい学校。
- (4) 自然エネルギーの活用等、環境に配慮した学校。

II 施設計画・設計条件等

1 業務委託名称

仙台南部地区特別支援学校新築設計業務委託

2 建築場所

仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙20ほか
(旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地)
敷地面積 約26,000㎡

3 施設用途

特別支援学校

4 法規制等

- | | | |
|-------------|------------------|----------------|
| (1) 都市計画区域等 | 都市計画区域内 | 市街化区域 |
| (2) 用途地域等 | 第一種住居地域 | |
| (3) 容積率 | 200% | |
| (4) 建ぺい率 | 60% | |
| (5) 防火地域等 | 建築基準法第22条第1項指定区域 | |
| (6) 高度地区 | 第3種高度地区 | |
| (7) 下水道処理 | 区域内 | |
| (8) 道路 | 県道 | 幅員：6.34m～8.27m |

- (9) その他区域等
 - ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域（別図4参照）
 - ・土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（別図5参照）
（自然由来特例区域及び一般管理区域）

※計画敷地は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域に指定されているが、今後の方針として計画敷地における当該区域指定の解除に向けた対策は行わない。なお、本新築工事において、自然由来特例区域及び一般管理区域の土壌は、それぞれの区域内での敷きならし等を原則とするが、やむを得ず敷地外への搬出となる場合は、必要最小限とする。

5 事業規模（予定）

(1) 新設建物等

延べ面積 約14,140㎡

内訳	管理諸室	延べ面積	約	3,350㎡
	普通教室	延べ面積	約	2,000㎡
	特別教室	延べ面積	約	2,270㎡
	実習施設	延べ面積	約	1,800㎡
	体育施設	延べ面積	約	2,080㎡
	寄宿舎	延べ面積	約	2,540㎡
	生活訓練棟	延べ面積	約	100㎡
	その他			

（別表2参照）

(2) 屋外施設等

- ・外構・植栽等
- ・グラウンド整備
- ・小学部児童用遊具スペース、畑、スクールバス乗降場、駐車場、駐輪場

(3) 予定工期

- ・設計 平成33年7月30日まで（予定）
- ・工事 平成33年度から平成35年度まで（予定）

（別表1参照）

(4) 予定工事費

約72.8億円（税抜き）。

6 整備方針

- ・仙台南部地区特別支援学校基本計画 / 宮城県教育委員会作成（別添資料）
- ・現状の地形をできるだけ活かした配置とする。（造成する場合は必要最小限とする。）
- ・環境負荷の低減に配慮する。

7 その他

- 地質調査は、設計業務委託期間中に別途実施する。
- 別図3に記載の残置構造物については、本新築工事の着手までに別途（設計は本業務委託対象外）、撤去する。
- 別図3に記載の旧ポンプ室に保管されているPCB廃棄物は、本新築工事の着手までに別途（設計は本業務委託対象外）、処分する。

8 添付資料

別表1	事業スケジュール（予定）
別表2	整備諸室等一覧（目安）
別図1	計画敷地 位置図
別図2	計画敷地図
別図3	現況敷地図
別図4	土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書（その1～3）
別図5	土壤汚染対策法に基づく現況指定区域図
別添資料	仙台南部地区特別支援学校基本計画
参考資料	参考地質調査資料

事業スケジュール(予定)

年度	平成30年度 (2018年度)				平成31年度 (2019年度)				平成32年度 (2020年度)				平成33年度 (2021年度)				平成34年度 (2022年度)				平成35年度 (2023年度)				平成36年度 (2024年度)							
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
設計	設計プロポーザル				発注				基本・実施設計 (26ヶ月)																供用開始 平成36年4月 (2024年4月)							
工事													発注				仮契約				新築, グラウンド整備等工事 (18ヶ月)				検査等							
引越・準備																													引越・準備期間			

整備諸室等一覽(目安)

(1)管理諸室・普通教室

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(㎡)	総面積(㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舎	④ 生活訓練棟
管理諸室	1	校長室	1	36.00	36.00	36.00			
	2	職員室	1	234.00	234.00	234.00	①と共用		
	3	事務室	1	36.00	36.00	36.00	①と共用		
	4	庁務室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	5	保健室	1	54.00	54.00	54.00	①と共用		
	6	看護師控室	1	36.00	36.00	36.00	①と共用		
	7	保護者控室	1	36.00	36.00	36.00	①と共用		
	8	更衣室(職員)	4	18.00	72.00	72.00	①と共用		
	9	更衣室(児童生徒)	12	18.00	216.00	108.00	108.00		
	10	会議室(大)	1	144.00	144.00	144.00	①と共用		
	11	教材室	8	18.00	144.00	90.00	54.00		
	12	トイレ(職員)	4	18.00	72.00	72.00	①と共用		
	13	トイレ(児童生徒)	18	18.00	324.00	252.00	72.00		
	14	トイレ(多目的)	5	9.00	45.00	36.00	9.00		
	15	倉庫	2	18.00	36.00	36.00			
	16	相談室1	1	18.00	18.00	18.00			
	17	相談室2	1	18.00	18.00	18.00			
	18	相談室3	1	18.00	18.00	18.00			
	19	相談室4	1	18.00	18.00	18.00			
	20	相談室5	1	18.00	18.00	18.00			
	21	相談室6	1	18.00	18.00		18.00		
	22	進路指導室	1	36.00	36.00		36.00		
	23	進路相談室	1	18.00	18.00		18.00		
	24	印刷室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	25	放送室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	26	書庫	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	27	自立学習室	5	36.00	180.00	144.00	36.00		
	28	生徒会室	1	36.00	36.00		36.00		
	29	生徒会準備室	1	18.00	18.00		18.00		
	30	食堂(小・中・高)	1	234.00	234.00	234.00			
	31	休憩室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	32	階段・廊下・EV	1		1,148.00	954.00	194.00		
		合計	82		3,353.00	2,754.00	599.00		

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(㎡)	総面積(㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舎	④ 生活訓練棟
普通教室	1	小学部(単一)	6	36.00	216.00	216.00			
	2	小学部(重複)	6	36.00	216.00	216.00			
	3	中学部(単一)	3	36.00	108.00	108.00			
	4	中学部(重複)	3	36.00	108.00	108.00			
	5	高等部(普通単一)	3	36.00	108.00	108.00			
	6	高等部(普通重複)	3	36.00	108.00	108.00			
	7	高等部(産業技術)	12	36.00	432.00		432.00		
	8	階段・廊下・EV			706.00	480.00	226.00		
		合計	36		2,002.00	1,344.00	658.00		

(2)特別教室・実習施設・体育施設

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積 (㎡)	総面積 (㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟
特別教室	1	ブレイルーム(小学部)	2	54.00	108.00	108.00			
	2	ブレイルーム(中学部)	1	54.00	54.00	54.00			
	3	多目的室(高等部普通科)	1	54.00	54.00	54.00			
	4	多目的室(高等部産業技術科)	1	72.00	72.00		72.00		
	5	作業室1	1	54.00	54.00	54.00			
	6	作業室2	1	54.00	54.00	54.00			
	7	作業室3	1	54.00	54.00	54.00			
	8	作業室4	1	54.00	54.00	54.00			
	9	作業室5	1	54.00	54.00	54.00			
	10	作業室6	1	54.00	54.00	54.00			
	11	準備室1	1	18.00	18.00	18.00			
	12	準備室2	1	18.00	18.00	18.00			
	13	準備室3	1	18.00	18.00	18.00			
	14	準備室4	1	18.00	18.00	18.00			
	15	調理室1	1	54.00	54.00	54.00			
	16	調理室2	1	72.00	72.00	72.00	①と共用		
	17	音楽室	2	72.00	144.00	72.00	72.00		
	18	音楽準備室	2	18.00	36.00	18.00	18.00		
	19	コンピューター室	1	72.00	72.00		72.00		
	20	図書室	1	108.00	108.00	108.00	①と共用		
	21	被服室	1	54.00	54.00		54.00		
	22	美術室	1	72.00	72.00		72.00		
	23	美術準備室	1	18.00	18.00		18.00		
	24	視聴覚室	1	180.00	180.00	180.00	①と共用		
	25	階段・廊下・EV			773.00	575.00	198.00		
	合計		27		2,267.00	1,691.00	576.00		

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積 (㎡)	総面積 (㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟	
実習施設	1	流通・サービス実習室1 準備室含む	1	144.00	144.00		144.00			
	2	流通・サービス実習室2 準備室含む	1	144.00	144.00		144.00			
	3	介護実習室	3	72.00	216.00		216.00			
	4	トイレ	4	18.00	72.00		72.00			
	6	倉庫	3	18.00	54.00		54.00			
	8	食品製造実習室	2	108.00	216.00		216.00			
	9	食品製造準備室	2	36.00	72.00		72.00			
	11	ホテルビジネス実習室1 講義室含む	1	108.00	108.00		108.00			
	12	ホテルビジネス実習室2	1	72.00	72.00		72.00			
	13	ホテルビジネス実習室3	1	72.00	72.00		72.00			
	15	階段・廊下			634.00		634.00			
		合計		19		1,804.00		1,804.00		

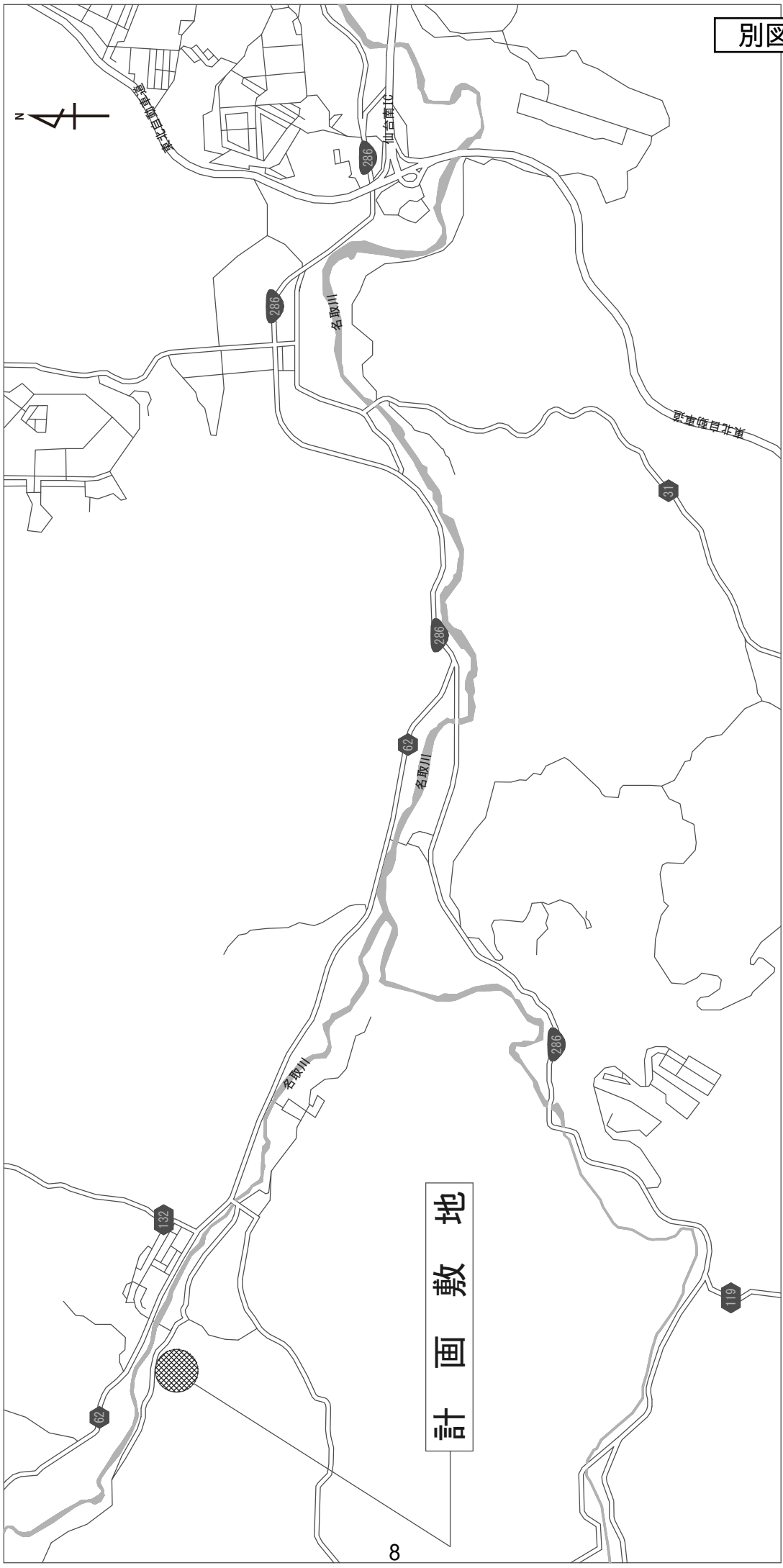
分類	NO.	部屋名	室数	1室面積 (㎡)	総面積 (㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟
体育施設	1	体育館	1	1,025.00	1,025.00	1,025.00	①と共用		
	2	体育館, その他(トイレ, 倉庫)	1	51.96	51.96	51.96	①と共用		
	3	プール(大・小)	1	370.00	370.00	370.00	①と共用		
	4	プール, その他(更衣室, シャワー, トイレ他)	1	242.55	242.55	242.55	①と共用		
	5	共用部(グラウンドまでの渡廊下、倉庫含)		387.57	387.57	387.57	①と共用, その内40㎡は渡廊下、35㎡は倉庫(除雪車、体育用具等)を想定		
	合計		4		2,077.08	2,077.08			

(3) 寄宿舍・生活訓練棟

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積 (㎡)	総面積 (㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟
寄宿舍	1	居室	28	18.00	504.00			504.00	
	2	食堂	1	216.00	216.00			216.00	
	3	厨房	1	216.00	216.00			216.00	
	4	寄宿舍指導員職員室	1	54.00	54.00			54.00	
	5	指導員室	2	18.00	36.00			36.00	
	7	舎監室	1	18.00	18.00			18.00	
	8	静養室	2	18.00	36.00			36.00	
	9	トイレ	4	18.00	72.00			72.00	
	10	トイレ(多目的)	2	9.00	18.00			18.00	
	11	談話室	2	54.00	108.00			108.00	
	12	洗濯室	2	36.00	72.00			72.00	
	13	乾燥室	2	36.00	72.00			72.00	
	14	洗面室	2	36.00	72.00			72.00	
	15	脱衣所	2	36.00	72.00			72.00	
	16	浴室	2	36.00	72.00			72.00	
	17	コモンホール(多目的室)	1	180.00	180.00			180.00	
	18	その他(階段・廊下・EV)		722.00	722.00			722.00	
			合計	55		2,540.00			2,540.00

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積 (㎡)	総面積 (㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟
生活訓練棟	1	居室	5	18.00	90.00				90.00
	2	共用部		10.00	10.00				10.00
		合計	5	28.00	100.00				100.00

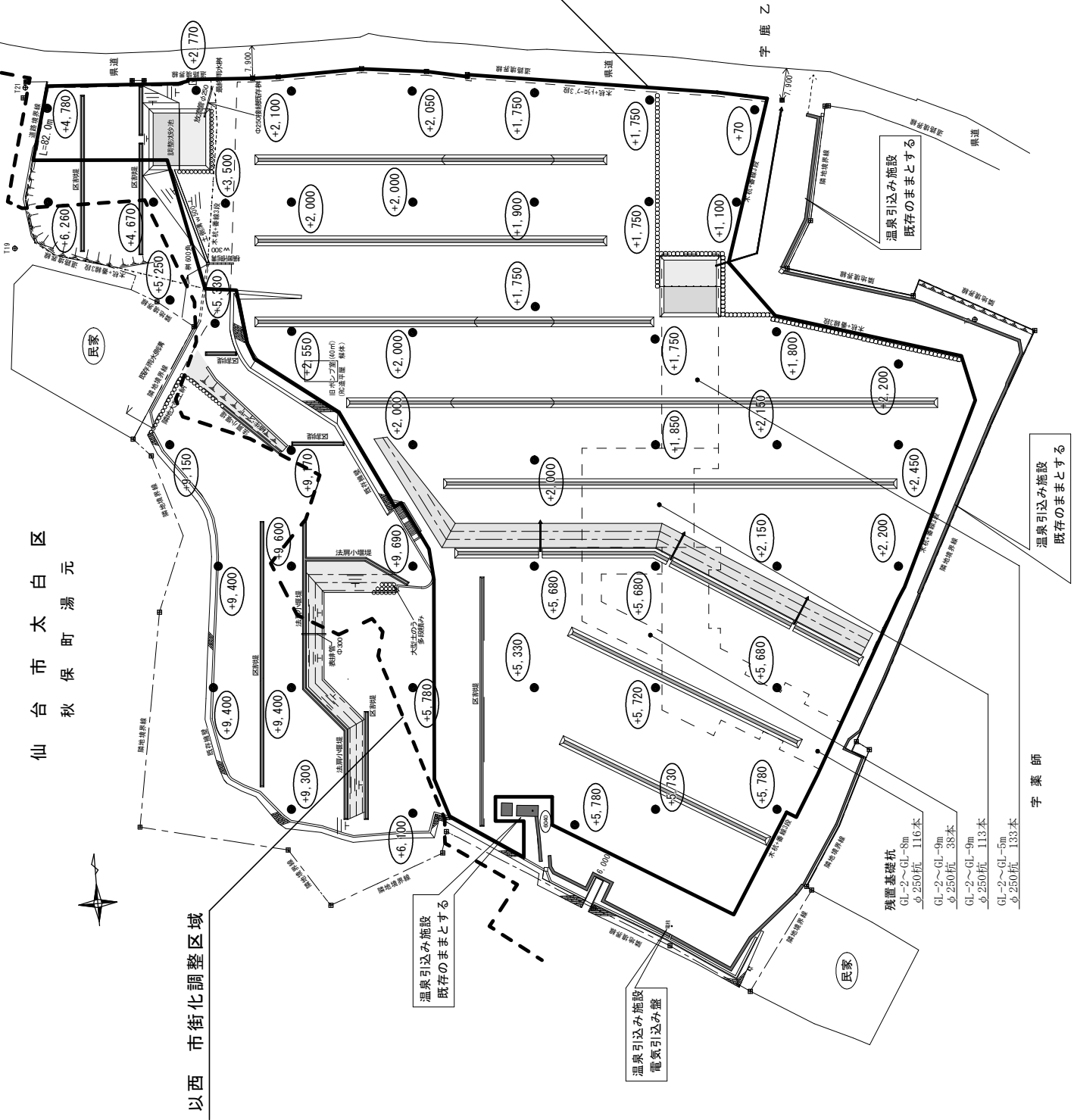
合計	室数	1室面積 (㎡)	総面積 (㎡)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟
総面積			14,143.08	7,866.08	3,637.00	2,540.00	100



計画敷地 位置図

計画敷地

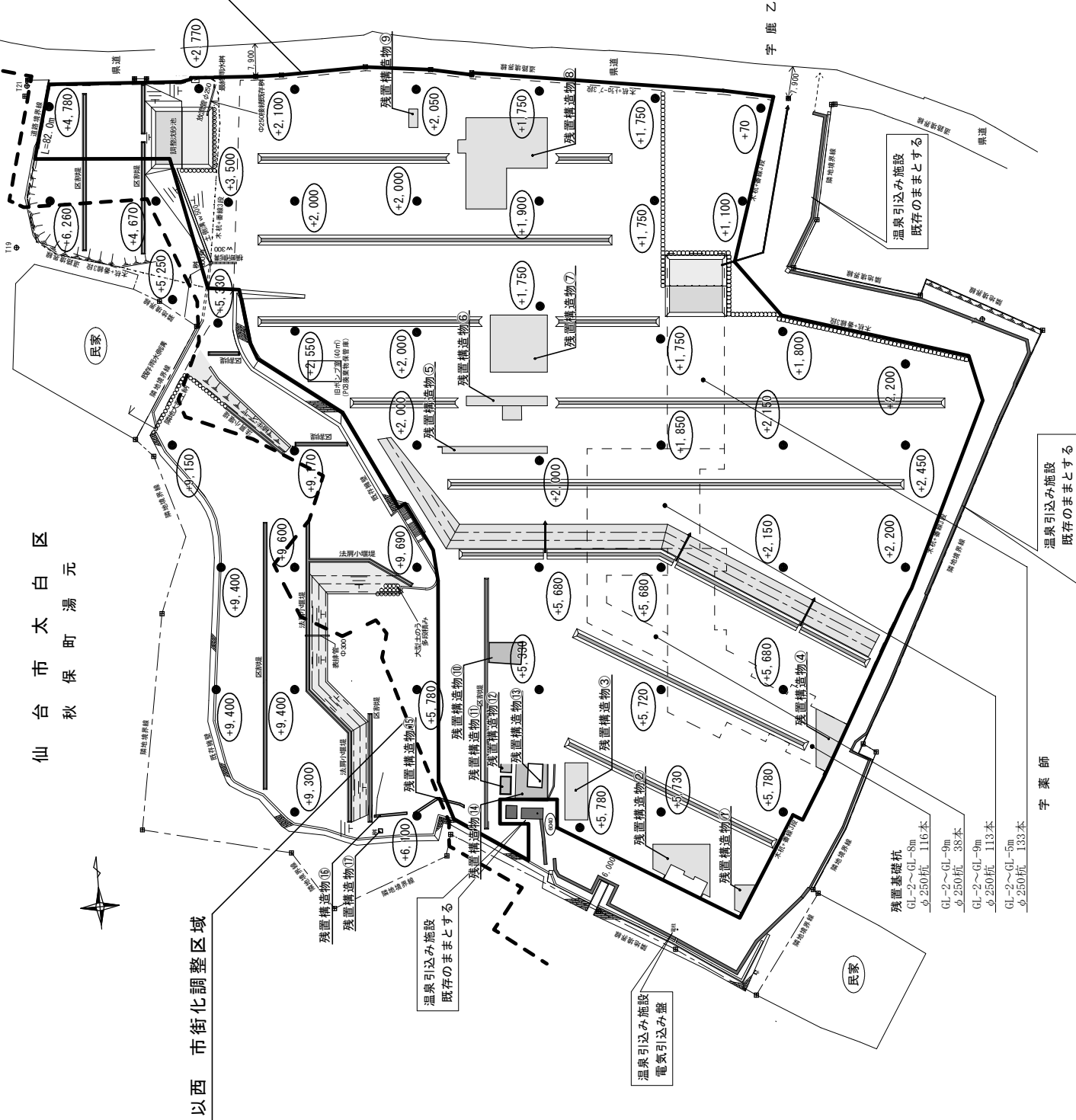
計画敷地範囲



● ±0 は、現況地盤レベルを示す。

仙台南部地区特別支援学校 計画敷地図 S:1/1500

以西市街化調整区域



残置建造物①	一丁目病棟	
基礎2箇所、地中梁	スラブ	7.5m ³
残置建造物②	一丁目病棟	
基礎6箇所、地中梁、スラブ		34.4m ³
残置建造物③	一丁目病棟	
基礎4箇所、地中梁、スラブ		22.4m ³
残置建造物④	二丁目病棟	
基礎5箇所、地中梁、スラブ		19.4m ³
残置建造物⑤	サウナ・ビス棟	
基礎5箇所、地中梁、スラブ		65.2m ³
残置建造物⑥	管理棟	
基礎3箇所、地中梁、スラブ		23.2m ³
残置建造物⑦	管理棟	
基礎2箇所、地中梁、スラブ		56.2m ³
残置建造物⑧	管理棟	
基礎13箇所、地中梁、スラブ		101.3m ³
残置建造物⑨	MRI棟	
基礎2箇所、地中梁、スラブ		2.8m ³
残置建造物⑩	検査基礎・土間	
基礎5箇所、地中梁、スラブ		41.30m ³
残置建造物⑪	外構 池	
土間 立上り		1.50m ³
残置建造物⑫	外構 花壇	
立上り		0.15m ³
残置建造物⑬	外構 温室	
土間、立上り		1.40m ³
残置建造物⑭	外構 土間	
土間		3.80m ³
残置建造物⑮	外構 花壇	
立上り		0.50m ³
残置建造物⑯	外構 擁壁	
基礎		4.00m ³
残置建造物⑰	外構 樹	
		0.03m ³

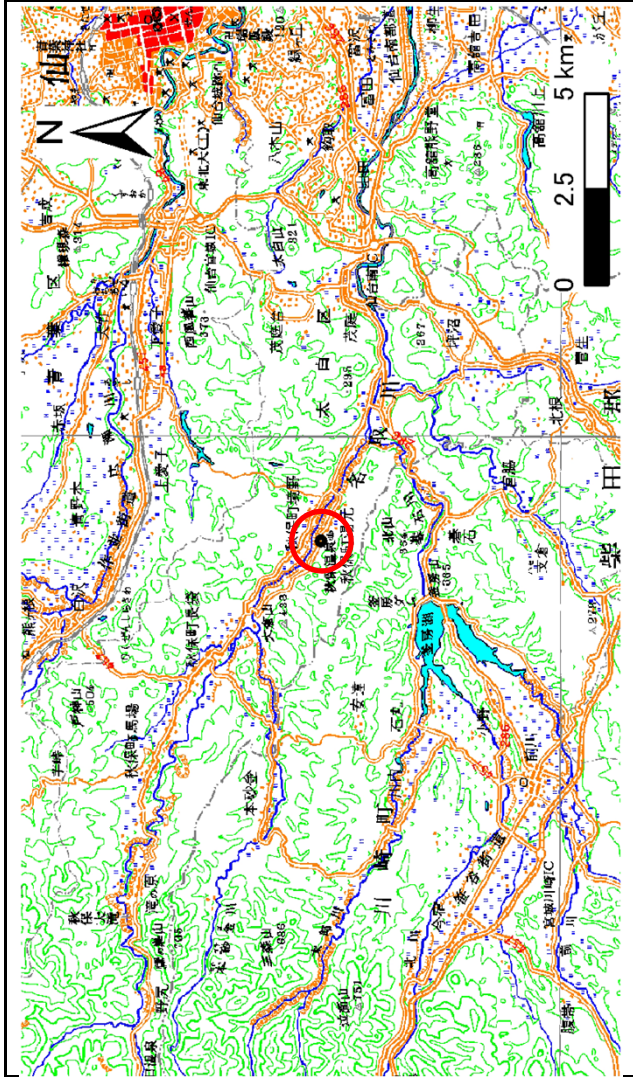
※ ±0 は、現場地盤レベルを示す。

字 業 師

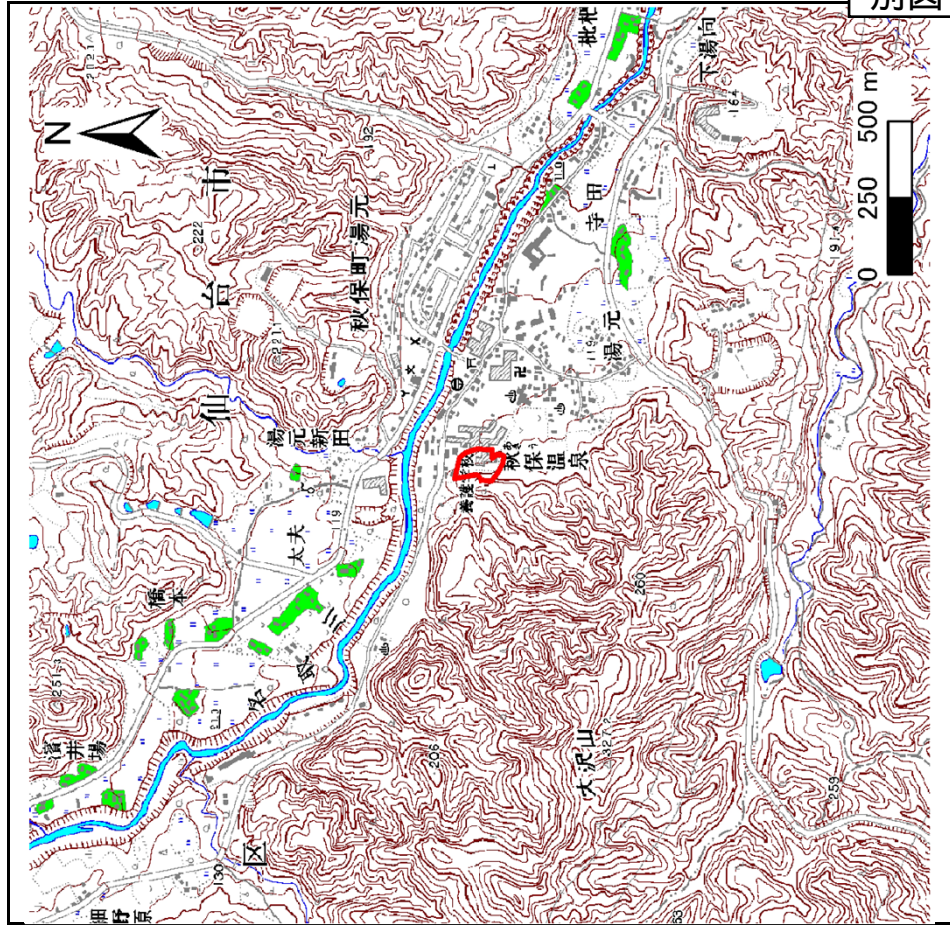
土砂災害警戒区域等の指定に係る図書の告示(その1)

告示番号	宮城県告示第926号
告示年月日	平成25年11月8日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-人-0092(1312000092)
箇所名	鹿乙
所在地	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙
調査機関	宮城県仙台土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

別図 4

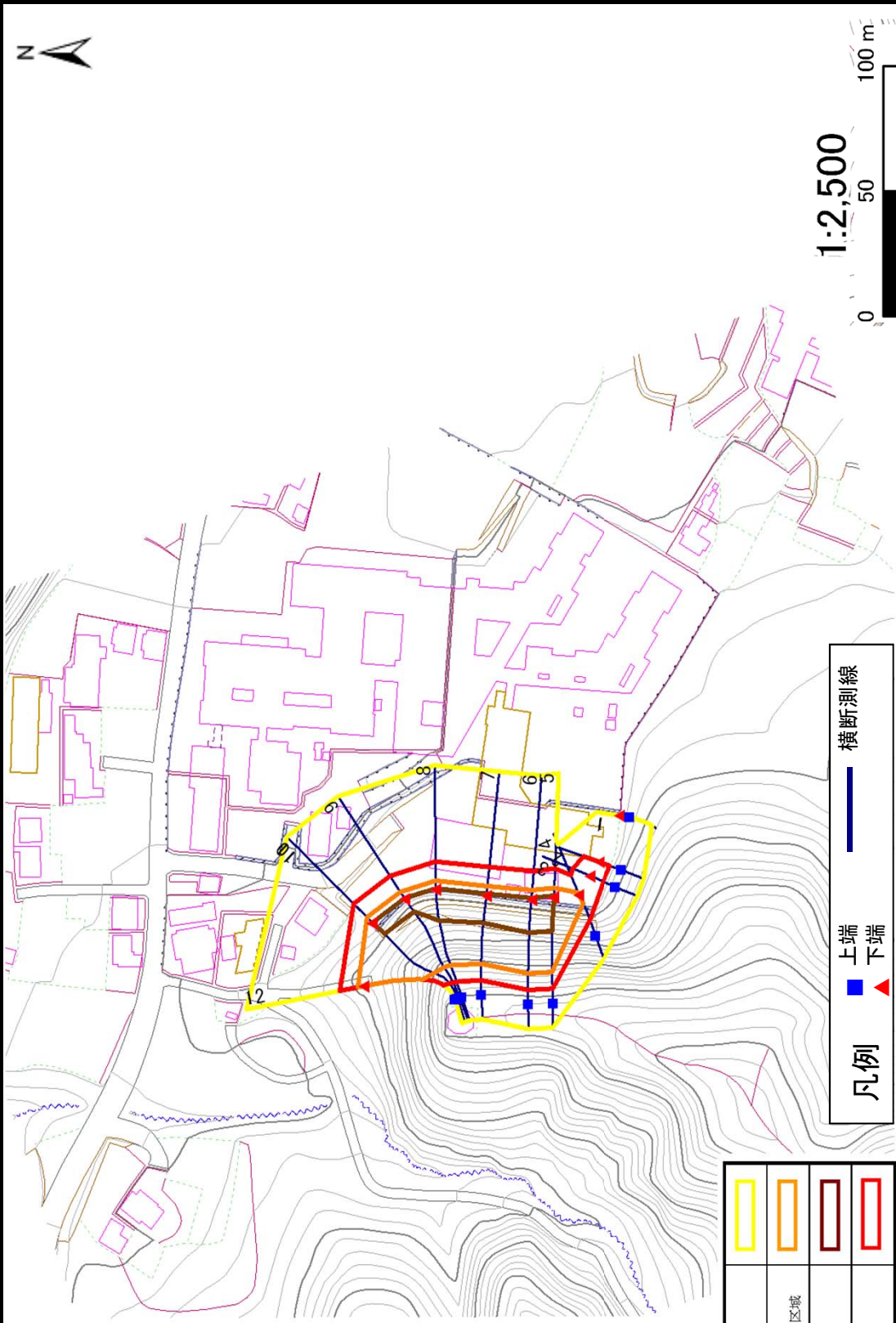
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の1/25,000地形図、1/200,000地勢図、数値地図25000(地図画像)、数値地図200000(地図画像)を複製したものです。(承認番号 平24情複、第149号)

宮城県

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第926号
告示年月日	平成25年11月8日

危険のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図	調査年度	平成22年度
急傾斜地の位置	箇所番号	1-1-0092(1312000092)
	箇所名	鹿乙
	所在地	仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙



土砂災害防止法施工令第2条の基準に該当する区域 (土砂災害警戒区域)	
土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、 土石等の移動による力が100kN/mを超える区域	
土砂等の堆積の高さが3mを超える区域 (土砂災害特別警戒区域)	
それ以外の区域	

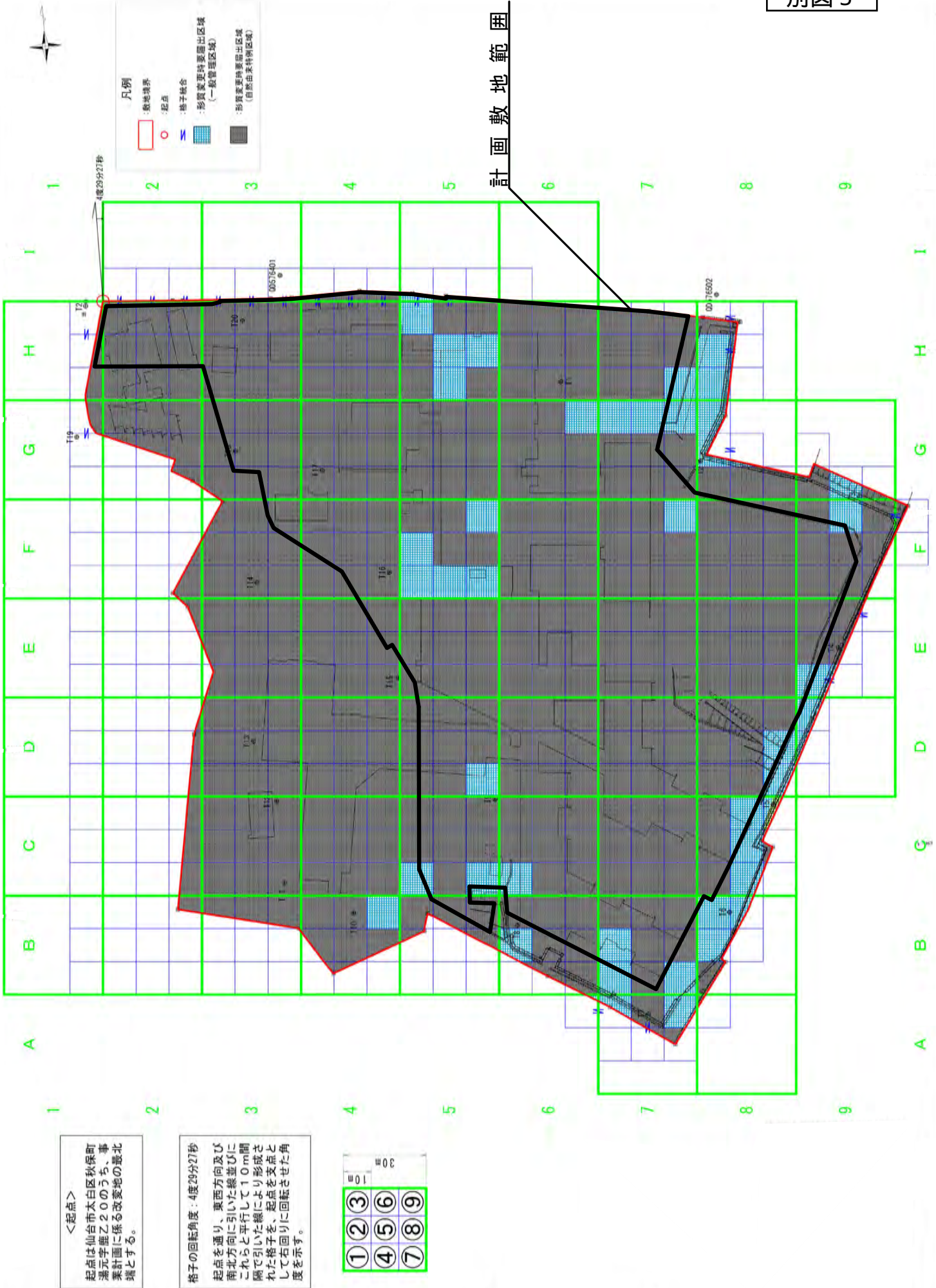
凡例		横断測線
		上端
		下端

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

告示番号	宮城県告示第926号
告示年月日	平成25年11月8日

急 傾 斜 地 の 位 置		箇 所 番 号		箇 所 名		所 在 地			
I-A-0092(131200092)		鹿乙		仙台市太白区秋保町湯元宇鹿乙		鹿乙			
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用する力		土石等の堆積により建築物の地上部に作用する力		土石等の移動により建築物の地上部に作用する力		土石等の堆積により建築物の地上部に作用する力		
	100kN/m ² を超える区域	それ以外の区域	100kN/m ² を超える区域	それ以外の区域	100kN/m ² を超える区域	それ以外の区域	3mを超える区域	それ以外の区域	
力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)
1	~	2	-	89.9	1.0	-	-	9.7	1.9
2	~	3	-	98.4	1.0	-	-	9.7	1.9
3	~	4	-	100.0	1.0	-	-	11.1	2.2
4	~	5	159.8	1.0	100.0	1.0	16.8	3.4	3.0
5	~	6	159.9	1.0	100.0	1.0	16.8	3.4	3.0
6	~	7	159.9	1.0	100.0	1.0	16.8	3.4	3.0
7	~	8	158.5	1.0	100.0	1.0	16.8	3.4	3.0
8	~	9	155.7	1.0	100.0	1.0	16.0	3.2	3.0
9	~	10	154.4	1.0	100.0	1.0	15.9	3.2	3.0
11	~	12	152.3	1.0	100.0	1.0	15.6	3.1	3.0



<起点>
 起点は仙台市太白区秋保町
 潘元字番200のうち、事
 業計画に係る変更地の最北
 端とする。

格子の回転角度：4度29分27秒
 起点を通り、東西方向及び
 南北方向に引いた線並びに
 これらと平行して10m間
 隔で引いた線により形成さ
 れた格子を、起点を支点と
 して右回りに回転させた角
 度を示す。

1	2	3	4	5	6	7	8	9
1	2	3	4	5	6	7	8	9

土壤汚染対策法に基づく現況指定区域図 S:1/1500

仙台南部地区特別支援学校基本計画

平成30年10月

宮城県教育委員会

目 次

I 基本計画の策定に当たって	1
1 目的	
2 背景	1
(1) 本県の知的障害特別支援学校の現状	
(2) 今後の児童生徒数の見通し	
(3) 仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足	
3 県立特別支援学校教育環境整備計画の位置付け	1
II 仙台南部地区特別支援学校のコンセプト	3
1 学校の概要	
(1) 対象	
(2) 設置学部	
(3) 学級数	
(4) 定員	
(5) 通学区域	
(6) 通学方法	
(7) 寄宿舎の設置	
2 学校経営	5
(1) 学校目標	
(2) 経営の基本方針	
(3) 教育課程	
(4) 教職員数	
3 施設整備の基本方針	8
(1) 基本的な施設機能	
(2) 高機能かつ柔軟な施設機能	
(3) 小学部から高等部までの12年間を見通した教育を行える施設機能	
(4) 地域との交流に配慮した施設機能	
(5) 児童生徒の健康と安全に配慮した施設機能	
(6) 防災に配慮した施設機能	
(7) 自然環境と調和した施設機能	
4 整備スケジュール(予定)	9

Ⅲ 施設整備方針（目安）	• • • • •	1 0
1 整備地の選定		
2 整備概要	• • • • •	1 1
(1) 予定地		
(2) 敷地面積		
(3) 法的規制等		
(4) 建物		
3 整備する諸室等	• • • • •	1 3
(1) 管理諸室・普通教室		
(2) 特別教室・実習施設・体育施設		
(3) 寄宿舍・生活訓練棟		
4 配置計画	• • • • •	1 6
(1) 計画敷地図		
(2) 校舎等の配置		
5 構造計画	• • • • •	1 6
(1) 耐震性能		
(2) 構造		
6 諸室計画	• • • • •	1 7
(1) 小学部・中学部・高等部（普通科）		
(2) 高等部（産業技術科）		
(3) 寄宿舍・生活訓練棟		
7 設備計画	• • • • •	2 4
(1) 電気設備計画		
(2) 給排水衛生設備		
(3) 空調換気設備		
(4) 昇降機設備		
8 防災安全計画	• • • • •	2 5
(1) 安全性の確保		
(2) 防災機能の確保		

I 基本計画の策定に当たって

1 目的

仙台南部地区に特別支援学校を新設し、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業生）の後期中等教育の場を併せて整備する。特に後者については、地場産業や福祉サービス等の仕事に従事できる人材育成を目的とした実践的職業教育の場として整備する。

2 背景

(1) 本県の知的障害特別支援学校の現状

- 少子化により児童生徒数が減少している中、県内の知的障害特別支援学校の児童生徒数は平成18年度から平成28年度の10年間で40%増加し、特に仙台圏域では44%増加している。
- 小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数は、最近10年間で48%増加している。
- 中学校の特別支援学級を卒業した生徒の9割以上が、特別支援学校高等部に進学しており、仙台圏域の知的障害特別支援学校の狭隘化の要因の一つとなっている。

(2) 今後の児童生徒数の見通し

- 仙台圏域の知的障害特別支援学校の小・中学部の児童生徒数は、今後15年間、ほぼ横ばいで推移する見通しである。
- 一方、仙台圏域の高等部の生徒数は、平成36年度に996人と平成28年度に比べ214人増加する見通しであり、以降、900人台を維持しながら推移することが予測される。

(3) 仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足

- 仙台圏域の知的障害特別支援学校では、平成28年度時点で、44教室が不足している。児童生徒数がピークとなる平成36年度には現状と比べ、さらに15教室の教室不足が見込まれ、合わせて59教室の確保が大きな課題となっている。

3 県立特別支援学校教育環境整備計画の位置付け

県教育委員会では、平成22年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」を策定し、県立知的障害特別支援学校の狭隘化、軽い知的障害のある生徒の進路拡大を課

題の中心に平成28年度まで、ハード・ソフト両面から、特別支援教育の環境整備を推進してきた。

しかしながら、県立特別支援学校に就学する児童生徒数は、予想を大きく上回り、とりわけ仙台圏域における知的障害特別支援学校では、狭隘化の解消が図られていない状況にある。

こうした中、平成27年度に「※1 宮城県特別支援教育将来構想」を策定し、県立特別支援学校の狭隘化を取り上げ、仙台圏域における特別支援学校の新設、分校等の設置及び軽い知的障害のある生徒を対象とした高等学園の収容定員拡大を示した。

これらを踏まえ、将来構想の具現化に向けた実施計画として「※2 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画」を定め、狭隘化解消の一環として、仙台南部地区特別支援学校の新設を位置付けた。

《※1 添付1 宮城県特別支援教育将来構想（平成27年2月策定）概要版》

《※2 添付2 第2期県立特別支援学校教育環境整備計画（平成30年3月策定）》

II 仙台南部地区特別支援学校のコンセプト

1 学校の概要

(1) 対象

知的障害が主障害の児童生徒

(2) 設置学部

設置学部は、重度の知的障害のある児童生徒を対象にした小学部、中学部、高等部（普通科）のほか、軽い知的障害のある生徒を対象にした、いわゆる高等学園機能を有する高等部（産業技術科）を設置。

設置学部	特 徴
①小学部 ②中学部 ③高等部（普通科）	<ul style="list-style-type: none">■ 対象児童生徒<ul style="list-style-type: none">・他人との意思疎通が困難で、日常生活で頻繁に援助が必要な程度。・療育手帳A（重度）程度。■ 登下校<ul style="list-style-type: none">・小学部、中学部はスクールバス又は保護者送迎。・高等部（普通科）は自力通学だが、場合によりスクールバス又は保護者送迎。■ 学習時間<ul style="list-style-type: none">・9：00前から14：30■ 教育課程<ul style="list-style-type: none">・生活面を中心にした教育課程を編成。
④高等部（産業技術科）	<ul style="list-style-type: none">■ 対象生徒<ul style="list-style-type: none">・主に中学校の特別支援学級に在籍している、軽い知的障害のある者。・療育手帳B（軽度）程度■ 登下校<ul style="list-style-type: none">・自力通学。■ 学習時間<ul style="list-style-type: none">・一日の学習時間は、9：00前から部活動を含めて17：00頃までの設定■ 教育課程<ul style="list-style-type: none">・卒業後の一般就労を目指し、職業教育に重点をおいた教育課程を編成。■ 寄宿舍<ul style="list-style-type: none">・寄宿舍を設置し、高等部（産業技術科）の生徒は3年間入寮する。週初めの朝、学校の始業時間前に入寮し、週末の放課後に帰省する。

(3) 学級数

設置学部	学級数	学級数合計
① 小学部	1 2 学級 (単一学級 1 × 6 学年) (重複学級 1 × 6 学年)	3 6
② 中学部	6 学級 (単一学級 1 × 3 学年) (重複学級 1 × 3 学年)	
③ 高等部 (普通科)	6 学級 (単一学級 1 × 3 学年) (重複学級 1 × 3 学年)	
④ 高等部 (産業技術科)	1 2 学級 (単一学級 4 × 3 学年)	

※ 単一学級

- ・ 文部科学大臣が定める障害（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）のうち、1つの障害をもつ児童生徒で編成する学級。仙台南部地区特別支援学校は知的障害の特別支援学校となるので、知的障害のみの障害をもつ児童生徒を対象とする学級。
- ・ 1学級あたりの児童生徒数は、小学部・中学部が6人、高等部が8人の編成となっており、各学級の児童又は生徒の実態に応じてそれぞれ2～4人の教員が配置される。

※ 重複学級

- ・ 文部科学大臣が定める障害（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱）のうち、2以上の障害を併せもつ児童又は生徒で編成する学級。知的障害を主障害とし、その他1以上の障害をもつ児童生徒が対象とする学級。
- ・ 1学級あたりの児童生徒数は、小学部・中学部・高等部ともに3人の編成となっており、各学級の児童又は生徒の実態に応じてそれぞれ2～3人の教員が配置される。

(4) 定員

210人

(小学部54人, 中学部27人, 高等部普通科33人, 高等部産業技術科96人)

(5) 通学区域

- 小学部から高等部（普通科）の通学区域は、児童生徒の割合が高く、今後も増加傾向のある仙台市青葉区の一部と太白区の一部等を想定しているが、具体的には今後検討する。
- 高等部（産業技術科）の通学区域は、宮城県全域を対象とする。

(6) 通学方法

- 小学部児童と中学部生徒の通学方法は、児童生徒の実態に応じて、スクールバスや保護者送迎とする。 ※ スクールバスは10台程度を想定。
- 高等部（普通科）生徒の通学方法は、基本的に自力通学や保護者送迎であるが、児童生徒の実態とスクールバスの空き状況から、スクールバスを検討できることとする。
- 高等部（産業技術科）生徒の通学方法は、自力通学とする。

(7) 寄宿舎の設置

寄宿舎を設置し、高等部（産業技術科）の全生徒は3年間入寮する。寄宿舎では、共同生活を通して、模範意識の向上や協力し合う心や態度を育成するとともに、将来の自立に向けて基本的な生活習慣や自己管理能力の向上を図る。また、地域との交流を生かした余暇活動（地域の行事やボランティア活動の参加）を支援する。

なお、寄宿舎の利用は、週初めの朝、学校の始業時間前に入寮してから登校し、週末の放課後に帰省する。

2 学校経営

(1) 学校目標

一人一人の児童生徒が社会に参加し、自立していく上で必要とするニーズに応じた適切な教育を行い、その可能性を最大限に伸長して、現在及び将来にわたって豊かに生きていく人間を育成する。

(2) 経営の基本方針

- ① 児童生徒一人一人のニーズに応じた指導・支援の工夫
 - ・小学部から高等部までの12年間にわたり、学部間の系統性と一貫性を持たせた学習指導の展開
 - ・「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用、充実
 - ・児童生徒の自立と社会参加を目指した共同研究の推進
- ② 安心・安全な学校づくりの実践
 - ・教育活動全般を通して、児童生徒が安心・安全に学習できる教育環境の確保
 - ・児童生徒が安心して学校に通うことができる体制作り
 - ・地域と連携した防災教育の推進

- ③ 地域・他校との交流の充実
 - ・地域の教育力，人材の活用
 - ・地域への積極的な情報提供，地域開放

- ④ 特別支援教育のセンター的機能の充実
 - ・地域の諸学校及び関係諸機関との連携強化
 - ・校内及び外部の人材を活用した，実践的な研修会の企画，運営
 - ・自校の実践並びに特別支援教育に関する情報の発信

- ⑤ 職業教育の充実 ※高等部（産業技術科）
 - ・学校と企業等の連携による実践的な職業教育を推進
 - ・地場産業を担う人材育成や地域振興への貢献
 - ・生活スキル習得のための寄宿舎指導の充実
 - ・社会生活と就労定着に向けた円滑な移行支援の実施

(3) 教育課程

○ 小学部の教育課程

小学部では，教育活動を人間形成の重要な基礎・基盤作りと踏まえ，児童一人一人の実態及び発達段階や特性に応じた指導を行う。特に，身近な人たちとの関わりの中で生活経験を増やし，日常生活に必要な知識・技術の習得と，調和の取れた心身の発達を促す。

○ 中学部の教育課程

中学部では，小学部での教育成果を踏まえ，生徒個々の障害の状態及び発達段階や特性に応じた指導を継続的・発展的に行う。特に，集団との積極的な関わりの中で生活経験を広げ，社会生活に必要な知識・技能・態度の修得と調和の取れた心身の発達を促す。

○ 高等部の教育課程（普通科）

高等部（普通科）では，卒業後の豊かな社会参加を目指し，生徒一人一人の障害の状態及び，発達段階や特性に応じた指導を行う。特に，実社会との積極的な関わりの中で生活経験を深め，将来の社会生活，家庭生活，職業生活に必要な知識・技能の修得と調和の取れた心身の発達をより一層促す。

○ 高等部（産業技術科）の教育課程

高等部（産業技術科）では，卒業後の豊かな社会参加を目指し，生徒一人一人の障害の状態及び，発達段階や特性に応じた指導を行う。特に，働く上で必要な態度や意欲，知識や技能及び集中力や持続力等の能力を養うとともに，一人で生活することができる力を高め，地域社会の関わりの中で人から必要とされ，職業

的に安定し自立した生活をしていくことのできる生徒の育成を促す。

※ 高等部（産業技術科）では、職業教育に重点を置いた教育を行う。特に専門教科の学習では、下記の4コースを設定し、地域との連携を図りながら、職業教育の充実を図る。

1年次は4つのコースを学級毎にローテーションで実習する。2・3年次は本人の希望により1つのコースを選択し、学級の生徒がそれぞれのコースに分かれて実習を行う。

	コース名	主 な 内 容
①	ホテルビジネス	地域性を生かし、宿泊、飲食サービス業に関わる客室清掃やベットのメイキング、厨房業務のほか、フロントや売店、飲食店での接客業務などの実習を行う。
②	食品製造	地域の食材を活用した食品製造のほか、販売ルートを確立し、販売・商品管理までを含めた実習を行う。
③	流通・サービス	校内及び校外において、日常清掃及び定期的なワックス清掃など、ビルクリーニングや商品管理に関する実習を行う。
④	介護福祉	介護職員初任者研修修了証（旧ホームヘルパー2級）の取得を目指した、介護・福祉分野に必要な知識と技能を実習する。

（4）教職員数

職種	算定項目	算定数
校長	校長定数	1
教諭等	学級見合	60
	教頭定数	1
	生徒指導	2
	自立活動	12
	舎監教諭定数	3
	専門学科	2
養護教諭	養護教諭・複数配置	2
寄宿舎指導員	寄宿舎指導員	20
実習助手	専門学科	2
学校栄養職員	学校栄養職員	1
事務職員	事務職員	4
合 計		110

※ 上記の教職員には、看護師や調理員等を含めていない。

3 施設整備の基本方針

(1) 基本的な施設機能

- ① 機能的な施設
 - ・児童生徒数に応じた適切な施設規模とし、利用効率の高い活気のある学校づくりを図り、一体感がある施設とする。
 - ・児童の学習の場、生活の場としての機能を備える。
- ② バリアフリー、ユニバーサルデザイン
 - ・全ての児童生徒が生活しやすいように、ユニバーサルデザインに配慮し、スロープや手すりの配置、段差の解消、多目的トイレの設置等、バリアフリーな施設とする。
- ③ 児童生徒や教職員にとって居心地のよい施設
 - ・児童生徒の笑顔と元気があふれ、毎日学校に登校することが楽しいと思えるような学校の雰囲気とする。
 - ・児童生徒及び教職員が長い間過ごす生活の場として、居心地がよく、安らぎを感じることができるようにする。
 - ・保健室や相談室を立ち寄りやすい位置に配置するなど、児童生徒や保護者が安心して利用することができるようにする。
- ④ 維持管理しやすく、長期にわたり機能性を確保できる施設
 - ・必要な機能を満たし、維持管理が容易で、ランニングコストを抑えられる施設とする。

(2) 高機能かつ柔軟な施設機能

- ① 学部・学年に応じた教育ができる施設
 - ・どの学部学年も使いやすく、落ち着いて学習できることができ、学部・学年の特性に応じた教育ができるようにする。
 - ・例えば、児童生徒の集中力や、学習内容に内容に応じた多様な使い方が可能となるよう工夫する。また、図書室の利用や、ICT等による先進的な教育活動が効果的に行える施設とする。
 - ・特別教室については、それぞれの教科の専門性を考慮した諸室とする。

(3) 小学部から高等部までの12年間を見通した教育を行える施設機能

- ・小学部から高等部までの接続や、共有する特別教室や体育施設等の動線を考慮した教室配置を検討する。

(4) 地域との交流に配慮した施設機能

- ① 保護者や地域住民と児童生徒との交流を想定した施設
 - ・学校と地域が一体となり、児童を育てていけるよう、地域住民が親しみを持てる施設とする。
 - ・PTA活動、授業や学校生活を通じた交流活動、イベントの開催等を想定し、来訪者（保護者、地域住民等）の安らぎと豊かなコミュニケーションに配慮した施設とする。

(5) 児童生徒の健康と安全に配慮した施設機能

- ① 健康で快適な室内環境
 - ・日照，自然採光，自然換気を生かし，健康で快適な室内環境を実現する。
- ② 気軽に体力づくりに取り組める施設
 - ・児童生徒の体力及び運動技能の向上，心身の健康維持のため，グラウンド，屋内運動場等の空間を十分に確保する。

(6) 防災に配慮した施設機能

- ① 災害から児童生徒の命を守る安心・安全な施設
 - ・災害に強く，児童生徒の命を守る安全・安心な施設とする。
- ② 防災機能を確保した施設
 - ・施設の耐震性や情報通信機能の確保等，学校としての防災機能に配慮する。

(7) 自然環境と調和した施設機能

- ① 自然エネルギーを活用した施設
 - ・自然採光，風通し（自然換気）等の自然エネルギーを積極的に活用し，地球環境に配慮する。
- ② 豊かな自然環境と調和した質の高い施設
 - ・敷地の形状を利用した効果的な施設配置を検討する。
 - ・秋保地区の豊かな自然環境に調和した教育環境の確保に向け，適宜，障害者福祉や特別支援教育分野に精通した学識経験者並びに地域住民，企業などの関係者からの意見を十分に踏まえながら，設計及び建設を進めていけるよう配慮する。

4 整備スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ○ 平成29年度～平成30年度 | ・旧拓桃医療療育センター及び旧拓桃支援学校解体工事 |
| ○ 平成30年度 | ・大規模事業評価
・設計プロポーザル |
| ○ 平成31年度～平成33年度 | ・基本・実施設計 |
| ○ 平成33年度～平成35年度 | ・工事 |
| ○ 平成36年4月 | ・供用開始 |

Ⅲ 施設整備方針

1 整備地の選定

整備場所については、下記の敷地について比較検討した。

- ① 太白区太白地区（児童生徒の増加が著しい広瀬・大沢学区と富沢・名取周辺学区の中間地区）
- ② 太白区富沢地区（児童生徒数の増加が著しい仙台市南部学区を想定した地区）
- ③ 名取市高館地区（名取支援学校南側のスクールバス乗降場予定地の活用）
- ④ 仙台市太白区秋保地区（旧拓桃医療療育センター・拓桃支援学校跡地の活用）

	メリット	デメリット
①	<ul style="list-style-type: none"> ・自然豊かな教育環境，閑静な住宅地。 ・区内小学校との交流学习の充実が期待できる。 ・スクールバス通学距離の短縮。 ・一般交通（バス，地下鉄）による自力通学が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな校地取得の必要あり。 ・区内住民の特別支援教育に対する理解や協力体制が不透明。 ・近隣に民間企業なし。周辺の民間企業との連携実績なし。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台都市圏南部の広域拠点。 ・区内小学校との交流学习の充実が期待できる。 ・福祉施設，病院，商業地等が多数あり職場実習の受入が期待できる。 ・一部（名取支援学校の仙台学区）のスクールバス通学距離の短縮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな校地取得の必要あり。 ・区内住民の特別支援教育に対する理解や協力体制が不透明。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・名取支援学校と一体的な整備が可能。 ・名取支援学校と連携した特別支援教育の推進が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校建設用地として狭い。 ・名取支援学校のスクールバス乗降場の問題が解消されない。 ・一部（光明支援学校の仙台市東部地区）のスクールバス通学距離が延長。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに校地取得の必要なし。 ・拓桃支援学校があった地区であり，地区住民の理解や協力体制がある。 ・民間企業との連携実績があり，職業教育の充実が期待できる。 ・一部（光明支援学校の仙台市広瀬地区）のスクールバス通学距離の短縮。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス通学距離が延長してしまう。（ただし，通勤渋滞とは逆方向であるため，通学時間は緩和される見込み。）

以上のことから，新たな学校としての運営面と，整備に係る時間を考慮し，④の仙台市太白区秋保地区を整備場所として選定した。

2 整備概要

(1) 予定地

仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙20ほか
 (旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地)

(2) 敷地面積

40,170㎡のうち26,000㎡程度

※ 旧拓桃支援学校西側斜面(土砂災害特別警戒区域)、市街化調整区域、東側の非接道民地への通路、温泉引込みのための通路、旧支援学校の高台の部分を除く。

(3) 法的規制等

法令	条文	規制の内容	
都市計画法	第8条第1項	用途地域	第1種住居地域 (建ぺい率60%,容積率200%)
		第3種高度地区	北側隣地の日照を確保し,良好な住環境を保護するもの。
	第29条第1項	開発許可	30cm以上の切り盛り土が,1,000㎡以上になると,形質の変更として開発許可が必要。
景観法	第8条第1項	校外住宅地ゾーン	市街地景観ゾーンの特性に応じて,建築物等に対する良好な景観形成の方針に基づく取組みを進める。
屋外広告物条例	第7条第1項第2号	第二種許可地域	良好な景観の形成と風致を維持するために,広告物の掲出の規制を行う。
仙台市下水道条例	第4条第1項第2号	分流式処理区域	汚水と雨水を別々の管路で流す方式
土壌汚染対策法	第11条第1項	形質変更時要届出区域	掘削工事等を行う場合は,事前の届け出が必要となる。

(4) 建物

総面積	内 訳
<u>14,143.08 m²</u>	<ul style="list-style-type: none">・管理諸室 3,353.00 m²・普通教室 2,002.00 m²・特別教室 2,267.00 m²・実習施設 1,804.00 m²・体育施設 2,077.08 m²・寄宿舎 2,540.00 m²・生活訓練棟 100.00 m²

※ 上記のほか、グラウンド、小学部児童用遊具スペース、畑、スクールバス乗降場、駐輪場（高等部自力通学・職員用）、駐車場（職員、保護者、来客用）の整備が必要。

3 整備する諸室等（目安）

（1）管理諸室・普通教室

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舎	④ 生活訓練棟
管理諸室	1	校長室	1	36.00	36.00	36.00	①と共用		
	2	職員室	1	234.00	234.00	234.00	①と共用		
	3	事務室	1	36.00	36.00	36.00	①と共用		
	4	庁務室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	5	保健室	1	54.00	54.00	54.00	①と共用		
	6	看護師控室	1	36.00	36.00	36.00	①と共用		
	7	保護者控室	1	36.00	36.00	36.00	①と共用		
	8	更衣室(職員)	4	18.00	72.00	72.00	①と共用		
	9	更衣室(児童生徒)	12	18.00	216.00	108.00	108.00		
	10	会議室(大)	1	144.00	144.00	144.00	①と共用		
	11	教材室	8	18.00	144.00	90.00	54.00		
	12	トイレ(職員)	4	18.00	72.00	72.00	①と共用		
	13	トイレ(児童生徒)	18	18.00	324.00	252.00	72.00		
	14	トイレ(多目的)	5	9.00	45.00	36.00	9.00		
	15	倉庫	2	18.00	36.00	36.00			
	16	相談室1	1	18.00	18.00	18.00			
	17	相談室2	1	18.00	18.00	18.00			
	18	相談室3	1	18.00	18.00	18.00			
	19	相談室4	1	18.00	18.00	18.00			
	20	相談室5	1	18.00	18.00	18.00			
	21	相談室6	1	18.00	18.00		18.00		
	22	進路指導室	1	36.00	36.00		36.00		
	23	進路相談室	1	18.00	18.00		18.00		
	24	印刷室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	25	放送室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	26	書庫	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	27	自立学習室	5	36.00	180.00	144.00	36.00		
	28	生徒会室	1	36.00	36.00		36.00		
	29	生徒会準備室	1	18.00	18.00		18.00		
	30	食堂(小・中・高)	1	234.00	234.00	234.00			
	31	休憩室	1	18.00	18.00	18.00	①と共用		
	32	階段・廊下・EV	1		1,148.00	954.00	194.00		
		合計	82		3,353.00	2,754.00	599.00		
分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舎	④ 生活訓練棟
普通教室	1	小学部(単一)	6	36.00	216.00	216.00			
	2	小学部(重複)	6	36.00	216.00	216.00			
	3	中学部(単一)	3	36.00	108.00	108.00			
	4	中学部(重複)	3	36.00	108.00	108.00			
	5	高等部(普通単一)	3	36.00	108.00	108.00			
	6	高等部(普通重複)	3	36.00	108.00	108.00			
	7	高等部(産業技術)	12	36.00	432.00		432.00		
	8	階段・廊下・EV			706.00	480.00	226.00		
		合計	36		2,002.00	1,344.00	658.00		

(2) 特別教室・実習施設・体育施設

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舎	④ 生活訓練棟	
特別教室	1	プレイルーム(小学部)	2	54.00	108.00	108.00				
	2	プレイルーム(中学部)	1	54.00	54.00	54.00				
	3	多目的室(高等部普通科)	1	54.00	54.00	54.00				
	4	多目的室(高等部産業技術科)	1	72.00	72.00		72.00			
	5	作業室1	1	54.00	54.00	54.00				
	6	作業室2	1	54.00	54.00	54.00				
	7	作業室3	1	54.00	54.00	54.00				
	8	作業室4	1	54.00	54.00	54.00				
	9	作業室5	1	54.00	54.00	54.00				
	10	作業室6	1	54.00	54.00	54.00				
	11	準備室1	1	18.00	18.00	18.00				
	12	準備室2	1	18.00	18.00	18.00				
	13	準備室3	1	18.00	18.00	18.00				
	14	準備室4	1	18.00	18.00	18.00				
	15	調理室1	1	54.00	54.00	54.00				
	16	調理室2	1	72.00	72.00	72.00	①と共用			
	17	音楽室	2	72.00	144.00	72.00	72.00			
	18	音楽準備室	2	18.00	36.00	18.00	18.00			
	19	コンピューター室	1	72.00	72.00		72.00			
	20	図書室	1	108.00	108.00	108.00	①と共用			
	21	被服室	1	54.00	54.00		54.00			
	22	美術室	1	72.00	72.00		72.00			
	23	美術準備室	1	18.00	18.00		18.00			
	24	視聴覚室	1	180.00	180.00	180.00	①と共用			
	25	階段・廊下・EV			773.00	575.00	198.00			
		合計	27		2,267.00	1,691.00	576.00			
分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舎	④ 生活訓練棟	
実習施設	1	流通・サービス実習室1 準備室含む	1	144.00	144.00		144.00			
	2	流通・サービス実習室2 準備室含む	1	144.00	144.00		144.00			
	3	介護実習室	3	72.00	216.00		216.00			
	4	トイレ	4	18.00	72.00		72.00			
	6	倉庫	3	18.00	54.00		54.00			
	8	食品製造実習室	2	108.00	216.00		216.00			
	9	食品製造準備室	2	36.00	72.00		72.00			
	11	ホテルビジネス実習室1 講義室含む	1	108.00	108.00		108.00			
	12	ホテルビジネス実習室2	1	72.00	72.00		72.00			
	13	ホテルビジネス実習室3	1	72.00	72.00		72.00			
	15	階段・廊下			634.00		634.00			
			合計	19		1,804.00		1,804.00		
	分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舎	④ 生活訓練棟
体育施設	1	体育館	1	1,025.00	1,025.00	1,025.00	①と共用			
	2	体育館, その他(トイレ, 倉庫)	1	51.96	51.96	51.96	①と共用			
	3	プール(大・小)	1	370.00	370.00	370.00	①と共用			
	4	プール, その他(更衣室, シャower, トイレ他)	1	242.55	242.55	242.55	①と共用			
	5	共用部(グラウンドまでの渡廊下、倉庫含)			387.57	387.57	387.57	①と共用, その内40m ² は渡廊下, 35m ² は倉庫(除雪車、体育用具等)を想定		
		合計	4		2,077.08	2,077.08				

(3) 寄宿舍・生活訓練棟

分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟	
寄宿舍	1	居室	28	18.00	504.00			504.00		
	2	食堂	1	216.00	216.00			216.00		
	3	厨房	1	216.00	216.00			216.00		
	4	寄宿舍指導員職員室	1	54.00	54.00			54.00		
	5	指導員室	2	18.00	36.00			36.00		
	7	舎監室	1	18.00	18.00			18.00		
	8	静養室	2	18.00	36.00			36.00		
	9	トイレ	4	18.00	72.00			72.00		
	10	トイレ(多目的)	2	9.00	18.00			18.00		
	11	談話室	2	54.00	108.00			108.00		
	12	洗濯室	2	36.00	72.00			72.00		
	13	乾燥室	2	36.00	72.00			72.00		
	14	洗面室	2	36.00	72.00			72.00		
	15	脱衣所	2	36.00	72.00			72.00		
	16	浴室	2	36.00	72.00			72.00		
	17	コモンホール(多目的室)	1	180.00	180.00			180.00		
	18	その他(階段・廊下・EV)			722.00	722.00			722.00	
			合計	55		2,540.00			2,540.00	
分類	NO.	部屋名	室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟	
生活訓練棟	1	居室	5	18.00	90.00				90.00	
	2	共用部		10.00	10.00				10.00	
		合計	5	28.00	100.00				100.00	
合計			室数	1室面積(m ²)	総面積(m ²)	① 小中高	② 高等学園	③ 寄宿舍	④ 生活訓練棟	
総面積					14,143.08	7,866.08	3,637.00	2,540.00	100	

4 配置計画

(1) 計画敷地図

添付3 「計画敷地図」 参照

(2) 校舎等の配置

- ・校舎等の配置は，教育活動，運動，安全等に留意して配置する。
- ・校舎は，小中高（普通科）と高等部（産業技術科）を分けることを想定しているが，共用施設（管理諸室，厨房，体育館，プール，グラウンド等）の動線には十分配慮する。
- ・グラウンドは児童生徒が十分に運動できるよう，200m（4コース程度）トラックを確保する。また，100m直線コース（2コース）の設置を検討する。
- ・駐車スペースは，教職員及び保護者，来客用に180台程度確保する。併せてスクールバス（小型バス10台程度）の乗降場を確保する。
- ・児童生徒が，周辺の自然の雄大さを身近に感じられるよう，景観へ配慮する。
- ・敷地外周全部を外周フェンスで囲う。また，グラウンド外周を防球ネットで囲う。
- ・現状の地形をできるだけ活かした配置とする。（造成する場合は，必要最小限とする。）

5 構造計画

(1) 耐震性能

耐震安全性は，官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月）に基づき，配慮し検討する。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅱ類	大地震動後，構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標年，人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後，災害応急対策活動等を円滑に行ううえ，又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷，移動等が発生しないことを目標とし，人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	乙型	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(2) 構造

構造は、安全性、機能性、快適性、経済性、耐久性に配慮する。

6 諸室計画

(1) 小学部・中学部・高等部（普通科）

管 理 諸 室	
部屋名	用途・利用する児童生徒・配慮事項等
校長室	<ul style="list-style-type: none">・応接室の機能を整備・事務室から直室出入りできるようにするとともに、職員室との動線に配慮
事務室	<ul style="list-style-type: none">・机8台と簡単な打合せができるスペースを確保・玄関から事務室への移動が分かりやすいよう配慮
職員室	<ul style="list-style-type: none">・小、中、高（普通科）、高（産業技術科）で共用して使用・教職員100名が入るスペースを確保・グラウンドを見渡せる等、防犯対策や緊急対応がしやすい配置や動線となるよう計画・打合せスペース確保(テーブル設置で10人程度の打合せが可能)・給湯スペース、印刷室を近接
庁務室	<ul style="list-style-type: none">・必要物品の保管のほか、着替え、休憩スペースを確保
保健室	<ul style="list-style-type: none">・小、中、高（普通科）、高（産業技術科）で共用して使用・外から直接出入りができ、緊急時の対応がスムーズにできるよう配慮した配置及び動線・机2、ベット2、畳（二畳）のスペースのほか、車椅子の出入りや身体計測場所等を想定し、広めのスペースを確保
看護師控室	<ul style="list-style-type: none">・小学部、中学部、高等部（普通科）には医療的ケア（家族や看護師が日常的に行う経管栄養やたんの吸引などの医療行為）対象児童生徒がいる。医療的ケアを行う看護師の控え室として利用・保健室に近接・6人掛けテーブル、車椅子が3台が入るスペースを確保
保護者控室	<ul style="list-style-type: none">・玄関から立ち寄りやすい配置・畳敷き、給茶を行える部屋
更衣室 (児童生徒)	<ul style="list-style-type: none">・6（小学部2、中学部2、高等部2）・車椅子の児童生徒の利用も想定、床はカーペット・更衣室それぞれのロッカー数 → 小中学部は男子15、女子10 高等部は男子20、女子15

会議室（大）	<ul style="list-style-type: none"> ・可動式間仕切り（3部屋）で広さを適宜調整し、会議及び研修会の人数に合わせて使用 ・椅子や長机を格納するスペースの確保
トイレ（児童生徒） トイレ（多目的）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然採光や風通し（自然換気）を取り入れ、明るい安らぎの空間となるよう配慮 ・児童生徒用トイレと多目的トイレは隣接 ・洗体室と洗濯機、乾燥機のスペースを確保
自立学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・重度重複障害のある児童生徒の機能訓練から、高等部の普通教科（国語、数学、社会、理科）まで、様々な学習活動を小グループ編成又は個別対応で行う教室 ・自閉症の児童生徒等が情緒不安定になった時に、他の児童生徒から離して落ち着かせるための教室としても活用 ・多様な教育活動ができるよう配慮
食堂 （小・中・高等部普通科）	<ul style="list-style-type: none"> ・小、中、高等部普通科の児童生徒（114）、教職員（80）が一斉に使用できる程度以上の広さを確保 ・小・中・高等部普通科の食堂と、高等部産業技術科の食堂（寄宿舎内）が分かれているので、厨房からの動線に配慮
休憩室	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員の着替え、休憩室として活用 ・厨房と隣接

普通教室	
部屋名	用途や利用する児童生徒、配慮事項等
普通教室 （単一学級） <ul style="list-style-type: none"> ・小学部 ・中学部 ・高等部普通科 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年1学級 ・定員は1学級6名（高等部は8名） ・教室内に水飲み場、ロッカーを設置
普通教室 （重複学級） <ul style="list-style-type: none"> ・小学部 ・中学部 ・高等部普通科 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年1学級 ・定員は1学級3名 ・エアコン及び床暖房の設置、フロアはカーペット ・教室内に水飲み場、ロッカーを設置 <p>※重複障害のある児童生徒は体温調節が難しいうえ、運動機能も未発達である。骨が細く骨折しやすい児童生徒も多いので配慮が必要である。</p>

特別教室	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
プレイルーム (小学部) (中学部)	<ul style="list-style-type: none"> ・小学部（1～3年），小学部（4～6年），中学部に1室ずつ ・普通教室と隣接して設置し，多様な学習活動，集会や交流等，学校生活を豊かにする場として整備 ・廊下と併せたオープンスペース的な作りを検討（必要に応じて，アコーディオンカーテンで仕切れるようにする） ・トランポリンや室内遊具の使用があるので必要な階高を確保 ・重複障害のある児童生徒も利用することから，重複障害のある児童生徒に配慮した環境づくりが必要（エアコン及び床暖房の設置，フロアはカーペット）。
多目的室 (高等部普通科)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部普通科の生徒が，学部又は学年全体での学習活動や集会活動，室内運動等で利用
作業室1・2・3	<ul style="list-style-type: none"> ・中学部生徒が作業学習を行う部屋 ・3つの作業班（紙工班，皮工班，手芸班などの室内作業） ・準備室1を3つの作業班で共用 ・各作業室に流し台，棚を設置
作業室4・5・6	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部（普通科）生徒が作業学習を行う部屋。 ・3つの作業班（陶芸班，木工班，手芸班などを想定） ・準備室2，3，4を3つの作業班にそれぞれ配置 ・陶芸班用に電気陶芸窯を設置 ・各作業室に流し台，棚を設置
調理室1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・調理室1→小学部，中学部で共用 ・調理室2→高等部（普通科），高等部（産業技術科）で共用 ・調理台の熱源は，教育と災害時対応の観点に配慮して検討
音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ・小学部，中学部，高等部（普通科）で共用 ・音響及び防音に配慮 ・音楽準備室を設け，楽器等の収納スペースを確保
図書室	<ul style="list-style-type: none"> ・小，中，高（普通科），高（産業技術科）で共用して使用 ・リラックスした雰囲気，読書や学習ができるようにする。 ・読書スペース（6人掛けテーブル×2）を確保 ・コンピューター（2台）による調べ学習スペースを確保

体 育 施 設	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
体育館	<ul style="list-style-type: none"> ・小学部，中学部，高等部普通科，高等部産業技術科で共用 ・バスケットコート2面分以上の広さを検討。できる限り広いスペースを確保 ・必要に応じて体育館を半分に仕切り，違う学部の活動も平行してできるように計画 ・放課後，高等部（産業技術科）の部活動の場として体育館を使用したり，地域開放を行ったりすることを想定 ・暖房設備設置 ・体育館用管理諸室として，トイレ，倉庫を設置
プール (大・小)	<ul style="list-style-type: none"> ・大プール200㎡（25M，4コース）のほか，重複障害のある児童生徒用の浅いプール（20㎡）を設置 ・屋内プールを整備 ・プール用管理諸室として，更衣室，トイレ，プール用シャワー，器具庫，機械室を設けるほか，体温調節が難しい児童生徒用の採暖室と保護者等の見学室を整備 ・地上に配置する場合は，外部からの視線を遮る配慮

(2) 高等部（産業技術科）

管 理 諸 室	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
更衣室 (児童生徒)	<ul style="list-style-type: none"> ・6（各学年×2） ・車椅子の児童生徒の利用も想定，床はカーペット ・更衣室それぞれのロッカー数 → 男子25、女子15
トイレ（生徒） トイレ（多目的）	<ul style="list-style-type: none"> ・自然採光や風通し（自然換気）を取り入れ，明るい安らぎの空間となるよう配慮 ・生徒用トイレと多目的トイレは隣接 ・洗濯機，乾燥機のスペースを確保
進路指導室 進路相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接 ・進路指導室から進路相談室の出入りができるよう設置
生徒会室 生徒会準備室	<ul style="list-style-type: none"> ・隣接 ・生徒会室から生徒会準備室の出入りができるよう配置

普通教室	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
普通教室 (単一学級) ・高等部産業技術科	<ul style="list-style-type: none"> ・定員は8名 ・フローリング ・教室内に水飲み場を設置

特別教室	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
多目的室 (高等部産業技術科)	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部産業技術科の生徒が，学部又は学年全体での学習活動や集会活動，室内運動等で利用

実習施設	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
流通サービス実習室 1・2	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の清掃場所を想定したコート（各部屋に2コート，1コートは20㎡）を設置し，日常清掃や定期清掃（ポリッシャー，ワックス）のトレーニングを行ための実習室 ・144㎡×2室 ※準備室を含む
介護実習室	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員初任者研修修了証（旧ホームヘルパー2級）を取得するための知識や技術を学習するための実習室 ・72㎡×3室 ※準備室を含む ・パーティションを取り付け，用途に応じて広さを調整
食品製造実習室	<ul style="list-style-type: none"> ・秋保の地場産品を生かし，食品製造から販売までの一連の作業を行う実習室 ・調理台，調理器具及び食器等収納棚，大型保冷库等のスペースを確保。 ・108㎡×2室，36㎡×2室 ※準備室を含む
ホテルビジネス実習室 1・2・3	<ul style="list-style-type: none"> ・ホテルや旅館の一室を模した部屋を設け，清掃やベットメイキングをする等，ホテル業務に関わる作業を行う実習室 ・108㎡×1室，72㎡×2室 ※講義室を含む

(3) 寄宿舍棟・生活訓練棟

寄 宿 舎	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・一室は4人 ・二段ベット×2，机4を入れるスペースを確保 ・男女でフロアを分ける 18室（72人入居可），男子のみ 10室（40人入居可），女子のみ
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・150席を確保 ・高等部（産業技術科）の生徒は，給食も寄宿舍の食堂を利用
厨房	<ul style="list-style-type: none"> ・舎食（寄宿舍生の朝と夜の食事）と給食（全児童生徒）を同一厨房でつくる。食堂が2つ（高等部産業技術科の食堂と小中高等部普通科の食堂があるので，2つの食堂への配膳がスムーズにいくように厨房の配置を検討
寄宿舍指導員職員室	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関に隣接し，来客に対応 ・教職員20名が入るスペースを確保 ・打合せ，来客対応スペース検討（4人用テーブル設置）
指導員室	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍の指導員が泊まる部屋（2人） ・男子と女子のフロアーに，それぞれ配置 <p>※毎日，寄宿舍には，寄宿舍指導員2名と教員1名が宿直として泊まり，生徒の生活支援や安全確保に当たる。</p>
舎監室	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の教員（1人）が舎監として泊まる部屋
静養室	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍指導員職員室の近くに配置 ・男女別
コモンホール (多目的室)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が終わり，寄宿舍に戻ったら，基本的に生徒は校舎に入らない。そのため，寄宿舍の行事や集会活動，余暇活動など，様々な学習活動で利用 ・視聴覚設備，大画面スクリーンを設置
談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・男子と女子のフロアーに，それぞれ配置 ・自由くつろぎスペース，テレビを観る部屋として使用

生活訓練棟	
部屋名	用途や利用する児童生徒，配慮事項等
居室	<ul style="list-style-type: none"> ・軽い知的障害のある高等部（産業技術科）の生徒が，将来の自立を目指し，一人暮らしの訓練をする部屋 ・キッチン，浴室，トイレを設置

その他	
グラウンド等	<ul style="list-style-type: none"> ・200mトラック（4コース程度）の確保 ・100m直線コース（2コース）の設置を検討 ・石灰やライン引き，体育用具等の保管のため，野外倉庫を設置 ・水飲み場，足洗い場及びトイレの設置 ・グラウンド外周は，防球ネットを整備
小学部児童用 遊具スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・主に小学部児童が使用することを想定し，小学部児童の教室からの動線に配慮。スペースは400㎡程度 ・水飲み場，足洗い場を設置
スクールバス乗降場	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス10台程度（小型バス）が駐車できるスペースを確保。 ・乗降場にひさしや屋根を整備する等，雨よけに配慮 ・安全に玄関入り口まで移動できるよう，動線に配慮
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・180台 保護者・来客用（30台），職員用（150台）
駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・10台 来客用（5台）・生徒用（5） ・ひさしを整備
畑	<ul style="list-style-type: none"> ・畑の枠組み（4.5m×7m）を3枠以上確保 ・畑用客土の投入

7 設備計画

設備は、安全性、快適性、省エネルギー性、経済性、メンテナンス性に配慮するものとする。

(1) 電気設備計画

① 照明・コンセント設備

- ・自然採光を積極的に取り入れ、また、高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に及び行う等、照明負荷の削減について十分に配慮した計画とする。
- ・照明は、各室の利用用途に応じた消点灯方法とし、省エネルギー化を図る。

② 情報通信設備

- ・LAN技術の革新に対応する配線交換の容易な設備を設置する。

③ 誘導支援設備

- ・玄関にはインターホン等を設置する。

④ 校内放送・テレビ受信

- ・職員室からグラウンドを含めた校内全体への放送設備を設ける。
- ・テレビ放送受信設備の設置を適切に行う。
- ・放送室には、各種イベントに対応できる放送設備を計画する。

⑤ 受変電設備

- ・受変電設備、分電盤、制御盤等について、適切に整備する。

⑥ 警備施設

- ・警備システムについては、機械警備を基本とし、監視カメラや監視モニターを必要に応じて設置する。

(2) 給排水衛生設備

- ・衛生器具類は、ユニバーサルデザインに十分配慮し、かつ、節水型の器具を採用する。

(3) 空調換気設備

- ・冷房設備は、必要に応じて整備する。
- ・暖房設備については、足元が暖まりやすいよう工夫するとともに、維持管理費の抑制に配慮する。
- ・シックスクール対策として、各諸室において十分な換気（湿気・結露対策）ができるよう配慮する。
- ・普通教室及び屋内運動場等については、風通し（自然換気）に十分配慮する等、夏の高温防止対策を講じる。

(4) 昇降機設備

- ・小学部，中学部，高等部（普通科）が使用するエレベーターのうち1箇所は，車椅子使用者が2名同時に使用可能なものとする。

8 防災安全計画

(1) 安全性の確保

- ・児童生徒の利用に際し，安全性を確保した施設として整備する。
- ・障害のある児童生徒の安全を確保するため，窓からの転落防止や，窓ガラスに飛散防止などの対策を講じる。また，廊下，階段，体育施設などに手すりを設置する。
- ・囲障，門を設けるなど，セキュリティの区画を明確化し，視認性の確保や死角をなくすこと，わかりやすい受付の設置等，監視機能を充実する。また，非常時にも迅速に対応できるよう施設管理マニュアルを作成する等，防犯対策に配慮する。

(2) 防災機能の確保

- ・地震等の自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とする。

宮城県特別支援教育将来構想

(概要版)

宮城県教育委員会

はじめに

本県では、平成 17 年に「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、特別支援教育の取組を進めてきました。一方、国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換や「障害者の権利に関する条約」への批准、それに伴う様々な法整備が進められ、障害のある幼児児童生徒を取り巻く環境は、大きく変化してきました。

この 10 年間で特別支援教育についての県民の理解は進み、特別支援学校への入学を希望する児童生徒数が増加しているほか、発達障害など、小・中、高等学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもたちに対する教育的ニーズが高まっています。

このようなことを踏まえ、平成 25 年 5 月に特別支援教育将来構想審議会に対し、新たな構想の策定を諮問し、平成 26 年 12 月に答申がなされ、本答申を受けて、県教育委員会では、今後の 10 年間を見据えた新たな特別支援教育将来構想を策定いたしました。

本構想では、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」ことを「基本的な考え方」と位置づけ、本構想をもとに、5 年ごとの実施計画を策定しながら、本県の特別支援教育を着実に推進してまいります。

特別支援教育将来構想の策定について

今回策定する「特別支援教育将来構想」は、世界の動向と本県におけるこれまでの取組や新たな課題を踏まえ、平成 27 年度から平成 36 年度までを計画期間とした、本県における特別支援教育の方向性を示すものです。

特別支援教育将来構想の基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、一人一人の生き方を相互に認めあえる「共生社会」の形成が、今、強く求められています。それは、障害のある者と障害のない者が、共に学び、共に生きる社会であり、一人一人が大きな夢を持ち、持てる力を最大限発揮し、自らの役割を主体的に果たす社会です。こうした社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が大きな役割を担っています。

一方、この10年間で、知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加や通常の学校における発達障害のある児童生徒数の増加、更には学校教育法施行令の一部改正による就学先決定の仕組みの変更により、多様化する教育的ニーズへの適切な対応として、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続的で切れ目のない「多様な学びの場」の教育環境整備が求められています。また、教員の幅広い専門性の向上、地域教育資源の活用、ICTを含めた教材の充実も同様に求められています。

現構想の基本理念と取組を継承しつつ、その取組の充実と更なる広がりを図り、障害のある全ての児童生徒が、地域の中で、夢や希望の実現に向けて主体的に生きていく姿を、県として全面的に支援していきます。

今後の特別支援教育の進め方

この基本的な考え方の下、施策を推進するにあたり、次の3つの目標を掲げます。1つめは、障害のある児童生徒が自立と社会参加に向けて取り組むことができる体制の整備、2つめは、個々の能力を最大限に伸ばすことができる学校づくり、3つめは、地域社会への参加によって実現する心豊かな生活を支える地域づくりです。つまり、将来の共生社会の中で、障害のある児童生徒が家庭や職場、地域における自己実現により、自己有用感が得られる心豊かな生活を指すものです。

特別支援教育将来構想の施策体系

基本的な考え方

障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。

現構想における取組の成果と課題

障害のある児童生徒の発達及び学習を支援する体制を整備する

- 【学習支援室システム】
- 小・中学校に「学習支援室」を設置し、障害のある児童生徒に対し個別に支援を行い、学力の向上や情緒の安定等に効果があり、障害に対する理解も促進された。
 - 学年進行に伴い教育的ニーズの幅が広がり、同一の教育内容での学習は困難な場合もある。

- 【居住地校学習】
- 特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行い、理解や支援が得られた。
 - 教育的ニーズの違いが顕著になる小・中学校高学年から中学校では学習内容に工夫が必要である。

小・中学校を支援するための障害児教育機関の支援機能を整備する

- 県総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修が充実され、特別支援教育の推進が図られた。
- 特別支援教育は障害のある全ての児童生徒を対象とするため、特別支援学校教職員には幅広い専門性が一層求められる。
- 小・中学校の教育資源や担当者等を繋ぐ役割が求められる。
- 様々なニーズに応じ、学校としての支援機能を更に強化するとともに、地域の専門家等を活用した組織的対応が求められる。

市町村における就学体制の整備

- 職員の異動等により、円滑な就学支援や情報共有が難しいため、巡回就学相談や就学事務説明会を実施し、体制整備を支援した。
- 学校教育法施行令の一部改正に伴い、早期からの教育相談・支援体制の充実を図るとともに、県教育委員会が市町村教育委員会を支援するための体制強化が必要である。

共に学ぶ教育に関する理解を促進する

- コーディネーター養成研修や管理職研修等を実施し、小・中学校を中心に「共に学ぶ教育」の理解は一定程度、浸透した。
- 高等学校における教職員への更なる理解啓発を図るとともに、交流及び共同学習等の実施に向けた検討が必要である。

各学校等の現状と課題

乳幼児期

- 発達障害早期支援事業では、モデル地域を指定し、早期からの教育相談・支援体制整備等の推進を展開している。

小・中学校

- 特別な支援を必要とする児童生徒が増加しており、更なる支援が必要である。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が必要である。
- 自閉症児等への対応について、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
- 一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進を図る必要がある。

特別支援学校

- 知的障害特別支援学校における放課後の解消に向け、早急な対応が必要である。
- 希望に沿った進路の実現に向け、進路指導の更なる充実が必要がある。
- 重複障害や医療的ケアが必要な児童生徒に対応するため、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
- 軽いや知的障害のある児童生徒が増加しており、教育課程の編成や高等学級の整備に向けた検討が必要である。
- 児童生徒の経験を広め、心の成長を促すため、居住地校学習の充実を図る必要がある。
- センター的機能の更なる充実
- 計画的・継続的な教育支援

高等学校

- 特別な支援を必要とする生徒が増加しており、更なる支援が必要である。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の更なる整備・充実が必要である。
- 発達障害等の生徒へ対応するため、教員の専門性の更なる向上を図る必要がある。
- 一人一人の多様な教育的ニーズに応えるため、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進を図る必要がある。

改善の方向性

方向性 1

【切れ目のない支援体制】

- 乳幼児期から育ちを支える保護者、学校、関係機関による連携体制の構築
- 卒業後の心豊かな生活を実現する支援体制の充実

方向性 2

【多様な学びの場】

- 柔軟で連続した「多様な学びの場」の整備
- 専門性のある教員等による適切で一貫した指導・支援
- 学習の質・効果を高める教育環境の整備

方向性 3

【社会との絆】

- 共生社会の実現に向け、県民の意識を醸成することにより障害の理解促進
- 県教育委員会と市町村教育委員会との連携強化

目標

目標 1

【自立と社会参加】

- 障害のある児童生徒が夢や希望を抱きながら、心豊かな生活を実現するための一貫した指導・支援体制の整備

目標 2

【学校づくり】

- 障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備

目標 3

【地域づくり】

- 生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進

目標の実現に向けて

- 乳幼児期（早期）からの支援体制の充実
- 教育相談・支援体制の整備・充実

- 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実
- 「個別の教育支援計画」、「個別の移行支援計画」、「個別の指導計画」による一貫した指導・支援
- 日常生活におけるQOL向上に向けた指導の充実

- 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実
- 社会的存在としての人間の生き方の観点を重視した勤労観や職業観を育む体制の充実
- 企業や労働及び福祉関係機関との連携

- 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現
- 校内体制の充実・強化
- ICTの活用（教材等）
- 障害の特性に応じた指導の工夫
- 教育課程の見直し及び「個別の指導計画」を活用した個に応じた指導の充実
- 教育的ニーズに応える教育環境の整備
- 地域教育資源の活用

- 学習の質を高めるための教員の専門性向上
- 研修の充実による小・中・高等学校等の特別支援教育担当者の実践的指導力向上
- 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

- 学習の質・効果を高めるための環境整備
- 狭域化対策の推進

- 共生社会の実現を目指した理解促進
- 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進
- インクルーシブ教育システムの推進

- 市町村教育委員会への支援充実
- 市町村教育委員会が適切な教育支援を行える体制の充実
- 市町村教育委員会職員の専門性向上

特別支援教育将来構想に基づく主な取り組み

目標	主な取組	区分	取組内容	対象					年度				
				幼	小	中	高	社	27	28	29	30	31
目標1 【自立と社会参加】 障害のある児童生徒が尊厳や希望をもちながら、心豊かな生活を実現するために一貫した指導・支援体制の整備	就学相談活動支援事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 各教育事務所や市町村教育委員会等の担当者を対象に、就学指導の在り方及び就学事務手續の方法等について「就学届就学事務説明会」を行うとともに、障害のある子どもの適切な就学先決定や教育相談に関する研修会を実施する。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	特別支援教育総合推進事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害を含む障害のある全ての幼児児童生徒を支援するため、県は特別支援連携協議会を設置するなど、各市町村における支援体制の更なる整備を図る。 ライフステージに押し一貫した支援を行うため、推進地域における関係機関と更なる連携を図り、早期からの教育相談・支援体制を構築する。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	特別支援学校進路指導充実事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校に在籍する児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた進路指導を行うため、関係機関によるネットワークの構築及び就労後の支援の更なる充実を図る。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	高等学園就業定着支援事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> 在学中から教育・福祉・労働等との連携を図り、「個別の移行支援計画」を活用した支援に取り組みなど、地域の支援体制のもと就労の定着と社会的な自立に向け、円滑な移行を支援する。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	共に学ぶ教育推進モデル事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある（特別な支援が必要な）児童生徒が地域の学校に在籍し、障害のない児童生徒と「共に学ぶ」場合に必要で効果的な教育方法や校内体制の確立に向けて、モデル校・モデル地域を指定して、各種専門家、指導主事、特別支援学校地域支援担当者等の派遣により支援を行う。 また、事業により得られた個々の教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」等を活用した具体的支援の実践例を収集し、その普及啓発を図る。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
目標2 【学校づくり】 障害のある児童生徒の多様な教育的ニーズに的確に対応した体制・環境の整備	医療的ケア推進事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 教育の機会均等の趣旨に則り、児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の保障に努めるため、医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経営栄養や嚥下吸引等を行う。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	ICT活用事業	新規	<ul style="list-style-type: none"> 大学や関係機関との連携を図るとともに、モデル事業等を実施するなど、ICTを活用した指導方法の工夫及び教材等の充実を図る。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	教員の専門性・指導力向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校において幼稚園、小・中、高等学校等へ必要で助言や支援の充実を図るとともに、大学や各研修機関との連携強化を図り、特別支援学校教師免許状の更なる取得促進を図る。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	特別支援教育研修充実事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 地域や校内における中心的な役割を担う特別支援教育コーディネーターを、計画的に養成するとともに、通常の小・中、高等学校等の特別支援教育担当者等を対象に、特別支援学校において研修を行うほか、管理職を対象に、特別支援教育に関する研修を行うなど、実践的指導力の更なる向上を図る。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	地域支援推進事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校のセンター的機能を發揮し、早期からの相談・支援や地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等への更なる支援を行うとともに、特別支援教育に関する研修会のほか、地域支援の在り方を探る研修会等を実施する。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
目標3 【地域づくり】 生活の基盤となる地域社会への参加を推進するための環境整備と共生社会の実現に向けた関係者の理解促進	教育環境整備の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> 【狭隘化への対応】 ○ 仙台圏域的障害特別支援学校の分校等の設置を進める。 ○ 県有施設の更なる活用を進める。 【軽知的障害のある生徒への対応】 ○ 高等学園の開設、高等学園の収容定員の拡大等、環境の整備を推進する。 ○ 計画的な改装・改修により環境を整備する。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	インクルーシブ教育システム推進事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地にある小・中学校において交流及び共同学習を行い、社会参加や、地域における特別支援教育に関する理解の更なる促進を図る。 ○ 交流及び共同学習の更なる充実を図り、障害のある児童生徒への「合理的配慮」の在り方を明らかにする。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	市町村教育委員会教育支援サポート事業	継続	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村におけるインクルーシブ教育を推進するため、市町村教育委員会の要請に応じ職員を派遣し、本人・保護者との合意形成に努めるなど教育支援体制の更なる充実を図るとともに、障害のある児童生徒の適切な就学を支援する。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
	特別支援教育の推進に向けた普及啓発	新規	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育将来構想の周知を図るとともに、モデル事業等の成果を発表し普及に努める。 	○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑	↑
					○	○	○	○	○	↑	↑	↑	↑



宮城県特別支援教育将来構想（概要版）

編集・発行：宮城県教育委員会（教育庁特別支援教育室）

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

TEL 022-211-3714 FAX 022-211-3691

E-mail tokusi@pref.miyagi.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>

第 2 期

県立特別支援学校教育環境整備計画

平成 3 0 年 3 月

宮城県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	県立特別支援学校の現状と課題	2
1	狭隘化の現状と課題	
(1)	児童生徒数の推移	
(2)	仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し	
(3)	軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足	
(4)	教育環境上の問題	
ア	学習指導上の問題	
イ	児童生徒の安全管理上の問題	
ウ	その他	
(5)	これまでの狭隘化対策	
2	障害の多様化	
(1)	小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加	
(2)	医療的ケア対象児童生徒の増加	
3	地域における特別支援学校のセンター的機能及び校舎の老朽化	
(1)	特別支援学校のセンター的機能の強化	
(2)	校舎等の老朽化対策	
III	整備方針	10
IV	教育環境整備計画	11
1	教育環境整備(ハード面)の諸対策	
取組1	小松島支援学校松陵校の設置	
取組2	西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置	
取組3	名取支援学校名取が丘校(仮称)の設置	
取組4	古川支援学校のプレハブ校舎の増改築	
取組5	校舎等の老朽化対策(視覚支援学校の改築等)	
取組6	特別支援学校の新設(仙台市太白区秋保地区)	
取組7	余裕教室等の活用	
	教育環境整備実施計画(ハード面/年次計画)	
2	教育環境整備(ソフト面)の諸対策	
取組8	学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し	
取組9	医療的ケア実施体制の充実	
取組10	特別支援学校のセンター的機能の強化	
取組11	複数の障害種による併置化、学科の再編	
3	現時点で着手している学校の整備計画	
V	進行管理	18

第2期県立特別支援学校教育環境整備計画

I はじめに

宮城県教育委員会では、平成22年2月に「県立特別支援学校教育環境整備計画」を策定し、県立特別支援学校の教育環境の整備を進めてきたが、本県の県立特別支援学校に就学する児童生徒数は予想を上回って増加し、とりわけ仙台圏域における知的障害特別支援学校では、狭隘化の解消に至っていない状況にある。

一方、国においては、平成26年1月、共生社会の形成に向けた「インクルーシブ教育システム」(注1)の理念が示された「障害者の権利に関する条約」(注2)を批准するとともに、関連する国内法等の整備を進め、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、障害者を取り巻く環境は大きく変化しようとしており、特別支援教育の一層の充実が求められている。

こうした国内外の動向から、本県においては、平成27年に今後10年間に計画期間とした「宮城県特別支援教育将来構想」(以下、「将来構想」という。)を策定し、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」との基本的な考え方のもと、特別支援教育を推進しているところである。

この将来構想では、喫緊の課題の一つとして、県立知的障害特別支援学校の狭隘化を取り上げ、仙台圏域における特別支援学校の新設、分校等の設置及び高等学園(注3)の新設や収容定員の拡大に向け検討するとしているほか、多様な教育的ニーズへの的確な対応や、特別支援学校のセンター的機能の充実、強化に向けて取り組むとしている。

併せて、視覚支援学校をはじめとする既存の特別支援学校の校舎の老朽化対策も必要な状況となっており、このような状況も含め、「将来構想」で示した平成36年度までの8年間における県立特別支援学校の環境整備について、具体的な取組を本計画により示すものである。

(注1) インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

(注2) 障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約

(注3) 高等学園

特別支援学校の一つで、軽い知的障害があり、中学校、中等教育学校中学部及び特別支援学校中学部を卒業した者を対象に、将来の職業的自立を目指し、職業教育に重点を置いた教育を行う。宮城県では高等学園という名称で設置している。

II 県立特別支援学校の現状と課題

1 狭隘化の現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

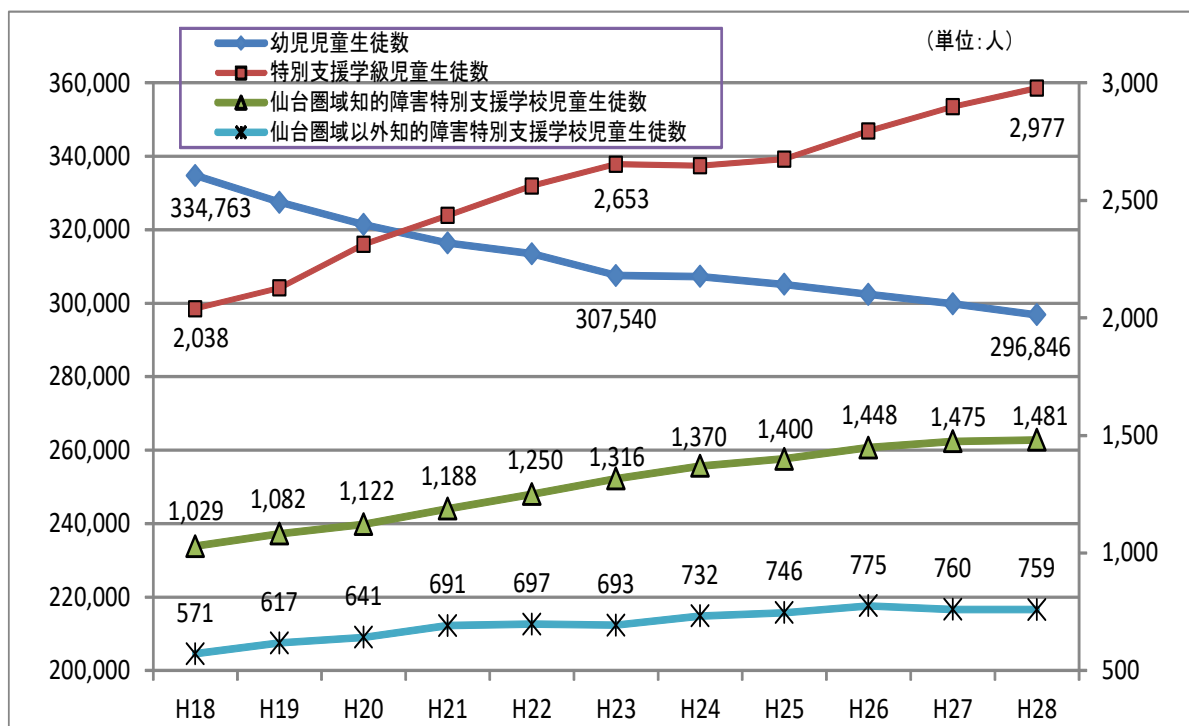
我が国では、1980年代から子どもの数が減少し始め、年少人口(15歳未満人口)は、平成17年の1,759万人から、平成27年度には1,578万人へと、全国的に児童生徒数が減少している。

こうした中、特別支援学校の児童生徒数は、最近10年間で34%増加している状況にあり、本県の特別支援学校の児童生徒数の推移をみても、平成18年度の1,907人から、平成28年度の2,461人へと、10年間で3割増加している。その中でも、知的障害特別支援学校における児童生徒数は、最近10年間で40%増加しており、特に、仙台圏域においては44%の増加となっている。

また、小・中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数も急激に増加しており、最近10年間で48%増加している状況である。本県においては、中学校の特別支援学級を卒業した生徒の9割以上が、特別支援学校の高等部又は高等学園に進学しており、このことが、特別支援学校の狭隘化が進む大きな要因となっている。(図1)

なお、平成28年度では、特別支援学校中学部・中学校の特別支援学級生徒数が、高等部・高等学園の児童生徒数を221人、仙台圏域だけをみても163人上回っており、今後も高等部・高等学園に入学する生徒が増える傾向にあることが窺える。(表1)

図1 特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の推移



出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(注) 数値は、各年度5月1日時点の在籍者数

表1 特別支援学校及び特別支援学級における知的障害児童生徒数の推移

			(単位:人)						(単位:人)				
区分			H18年度	H23年度	H28年度	左のうち仙台圏域	H18年度	H23年度	H28年度	小	H18年度	H23年度	H28年度
知的障害	小	特別支援学校	455	560	541	特別支援学校	276	363	380	特別支援学級	722	978	1,055
		特別支援学級	1,182	1,566	1,660		特別支援学級	998	1,341		1,435		
		小計	1,637	2,126	2,201		小計	998	1,341		1,435		
	中	特別支援学校	312	429	472	特別支援学校	199	279	319	特別支援学級	360	470	626
		特別支援学級	599	799	976		特別支援学級	559	749		945		
		小計	911	1,228	1,448		小計	559	749		945		
	高	特別支援学校	660	837	1,002	特別支援学校	434	540	652	高等学園	120	134	130
		高等学園	173	183	225		高等学園	554	674		782		
		小計	833	1,020	1,227		小計	554	674		782		
計			3,381	4,374	4,876	計			2,111	2,764	3,162		
その他の障害	小	特別支援学校	108	99	70	〈仙台圏域の特別支援学校〉 ・光明支援学校 ・利府支援学校、利府支援学校富谷校 ・名取支援学校 ・小松島支援学校 ・山元支援学校 ・岩沼高等学園 ・宮城教育大学附属特別支援学校(国立) ・いずみ高等支援学校(私立) ・鶴谷特別支援学校(仙台市立)							
	中	特別支援学校	94	71	71								
	高	特別支援学校	105	99	80								
	計		307	269	221								
合計			3,688	4,643	5,097								

(注1)小中学校特別支援学級の児童生徒数は、知的障害と自閉症・情緒障害のみの数字
 (注2)その他の障害は、視覚・聴覚・肢体不自由・病弱の4障害を合計したもの。

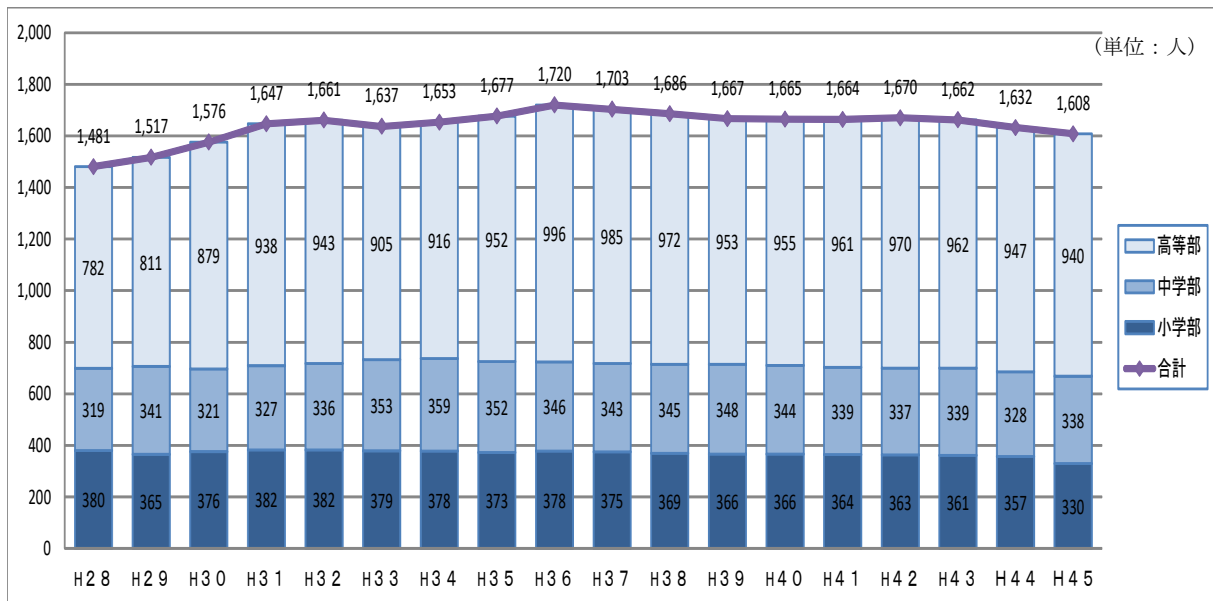
出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し

仙台圏域の知的障害特別支援学校の小学部及び中学部の児童生徒数は、当分の間ほぼ横ばいで推移する見通しである。一方、高等部の生徒数は、平成36年度に996人とピークを迎え、その後もそれほど減少しない見通しである。(図2)

なお、仙台圏域以外は、平成31年度以降、多少、減少する見通しとなっている。(図3)

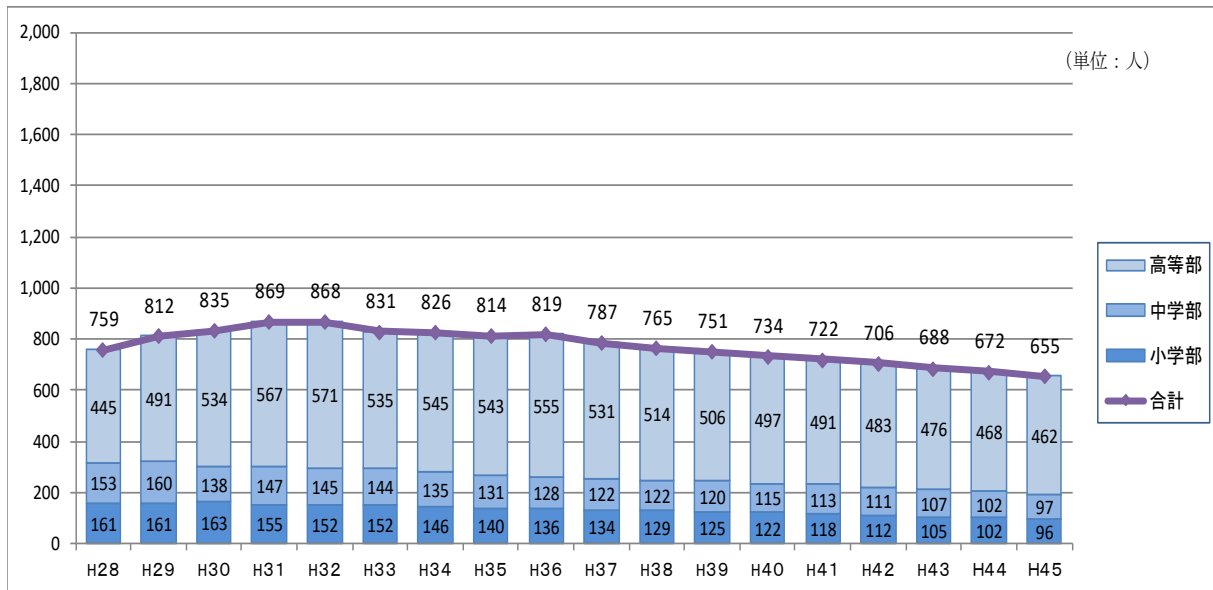
図2 仙台圏域における知的障害特別支援学校の児童生徒数(学部別)



出所：県教育委員会調べ（H29.5）※H28は実績、H29以降は推計

(注) 高等部には、高等学園の生徒数を含む。

図3 仙台圏域以外の知的障害特別支援学校の児童生徒数(学部別)



出所：県教育委員会調べ（H29.5）※H28は実績、H29以降は推計

（注）高等部には、高等学園の生徒数を含む。

（3）軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場の不足

近年、急増している軽い知的障害のある生徒の後期中等教育の場として、本県では、昭和63年度に小牛田高等学園を設置・開校させ、以降平成28年度まで2校1分教室を整備してきたが、それでも平成29年度入学者選考において5人に2人の割合で不合格者が出るなど、募集定員に対して出願者数が大きく上回っている状況である。（表2・表3）

今後も中学校特別支援学級の在籍者数は増加する見通しであり、それに伴い高等学園への進学希望者の増加が見込まれることから、軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園の整備が喫緊の課題である。

表2 高等学園の整備状況

学校名	定員（1～3学年合計）	備考
小牛田高等学園	48人	昭和63年度開校
岩沼高等学園	120人	平成13年度開校
岩沼高等学園川崎キャンパス	24人	平成28年度開校
女川高等学園	72人	平成28年度開校

出所：県教育委員会調べ（H29.5）

表3 高等学園の入学出願者数の推移

(単位：人)

年度	募集定員数	出願者数	入学者数	不合格者数	備 考
H 2 5	5 6	1 0 6	6 5	4 1	定員：小牛田(1 6) 岩沼(4 0)
H 2 6	6 4	1 1 2	6 8	4 4	定員：小牛田(1 6) 岩沼(4 8)
H 2 7	6 4	8 7	6 4	2 3	定員：小牛田(2 4) 岩沼(4 0)
		4	4	0	
H 2 8	9 6	9 8	9 0	8	定員：小牛田(2 4) 岩沼(4 0) 女川(2 4) 川崎(8)
		2	2	0	
H 2 9	8 8	1 4 9	8 9	6 0	定員：小牛田(1 6) 岩沼(4 0) 女川(2 4) 川崎(8)
		1 2	4	8	

出所：県教育委員会調べ（H 2 9. 5）

(注) 下段は第二次募集の結果

(4) 教育環境上の問題

ア 学習指導上の問題

- ・特別支援学校では、児童生徒一人一人の障害の状況や、それを踏まえた教育的ニーズに応じて、グループ編成を変えることで教育効果の向上を図っているが、教室不足や狭い環境下では、効果的な学習を提供することが困難となっている。
- ・音楽室や図書室、作業学習室等を普通教室に転用したことにより、学習内容に合わせた活動が制限される学校がある。
- ・高等学園に進学できなかった軽い知的障害のある生徒が、知的障害特別支援学校高等部へ進学しており、障害の程度に合わせた学習活動の確保が課題となっている。

イ 児童生徒の安全管理上の問題

- ・自閉症の児童生徒は、密集状況によるストレスから情緒的に不安定な状態になりやすく、情緒不安定になった時には、他の児童生徒から離れ、情緒を落ち着かせるための部屋が必要である。こうした部屋を普通教室に転用したことに伴い、個別対応が困難になっている。
- ・医療的ケアの必要な児童生徒が年々増加しており、定員を超過している教室では、児童生徒同士の接触等による事故が起きないように、細心の注意を払いながら教育活動を行っている。
- ・特別教室を普通教室に転用している教室の中では、採光、換気、室温等の管理に、きめ細かく配慮しながら教育活動を行っている。

ウ その他

- ・児童生徒数の増加により、教員への給食供給ができない学校があり、給食指導が難しくなっている。
- ・相談室や会議室等の確保が難しく、教育相談やP T A活動の業務遂行に当たり、臨機応変な対応が困難となっている。

(5) これまでの狭隘化対策

本県では、障害のある児童生徒の増加対策として、平成23年度から平成29年度までに、特別支援学校や高等学園を新設したほか、仮設プレハブ校舎の整備、分校の設置等により、仙台圏域で80教室、対象学区を全県とする女川高等学園と岩沼高等学園川崎キャンパスを含め、92教室を整備確保したところである。

また、そのほかにも、使用頻度の低い会議室や作業室等を教室に一時転用するなどして、児童生徒の増加対策を講じてきたところである。(表4)

表4 仙台圏域の知的障害特別支援学校（高等学園の整備を含む）の狭隘化対策

年度	対 策 内 容	
H 2 3	①利府支援学校富谷校開校	富谷町立富ヶ丘小学校の一部に、小学部9教室を整備
	②利府支援学校プレハブ校舎設置	中学部4教室を整備
	③名取支援学校プレハブ校舎設置	中学部4教室を整備
H 2 6	④小松島支援学校開校	小学部・中学部・高等部、計45教室を整備
	⑤光明支援学校小学部増設	旧特別支援教育研修センターを改修し、13教室を整備
H 2 8	⑥女川高等学園開校	高等部9教室を整備
	⑦岩沼高等学園川崎キャンパス開校	柴田農林高等学校川崎校の一部に、3教室を整備
H 2 9	⑧利府支援学校塩釜校開校	塩竈市立第二小学校の一部に、小学部5教室を整備



高等学園の新設
(女川高等学園)



小学校の余裕教室を活用した
分校の設置
(利府支援学校塩釜校)



高等学校の余裕教室を活用し
た分教室の設置
(岩沼高等学園川崎キャンパス)



旧仙台市立小学校を活用した
分校の設置
(小松島支援学校松陵校)



高等学園産業技術科の実習室
(流通サービスコース)



高等学園産業技術科の実習室
(福祉コース)

こうした対策を講じても、平成28年度の時点で、仙台圏域の知的障害特別支援学校では、44教室が不足している状況である。(表5)

図2に示したように、仙台圏域の知的障害特別支援学校の児童生徒数は、平成28年度と比較して、平成45年度には小学部児童が50人減少するものの、中学部は19人増加し、高等部においては158人の増加が見込まれ、今後さらに15教室(小学部は8教室減、中学部は3教室増、高等部は20教室増)が不足する見込みである。平成28年度の不足教室数44教室と合わせた59教室の確保が大きな課題である。

表5 仙台圏域の知的障害特別支援学校の教室不足数(平成28年度)

仙台圏域の知的障害 特別支援学校	不足教室				合 計
	定員超過教室	特別教室転用	管理諸室転用	仮設校舎	
光明支援学校	4	5	0	0	44
利府支援学校	5	4	0	4	
名取支援学校	10	3	3	4	
小松島支援学校	0	2	0	0	

出所：県教育委員会調べ(H29.5)

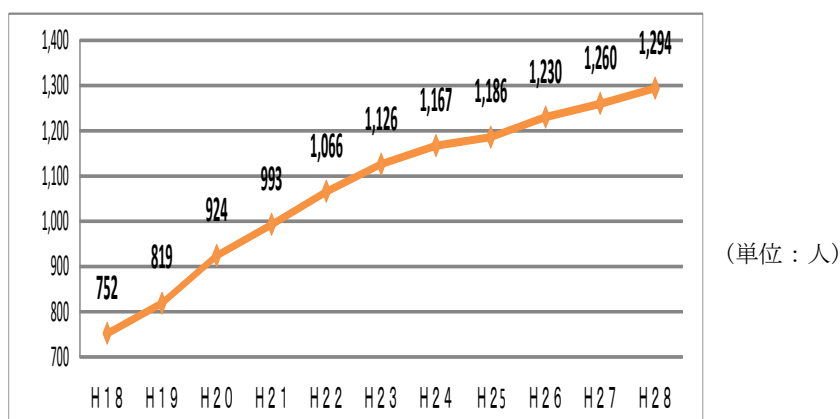
2 障害の多様化

(1) 小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害)に在籍する児童生徒の増加

県内小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数は増加を続け、平成28年度には1,294人となっており、その多くが特別支援学校に進学する傾向にあることから、特別支援学校における自閉症等の生徒の在籍も増加している。(図4)

そのため、自閉症・情緒障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図るため、特別支援学校における指導内容・方法の改善が必要である。

図4 小・中学校の特別支援学級(自閉症・情緒障害学級)に在籍する児童生徒数



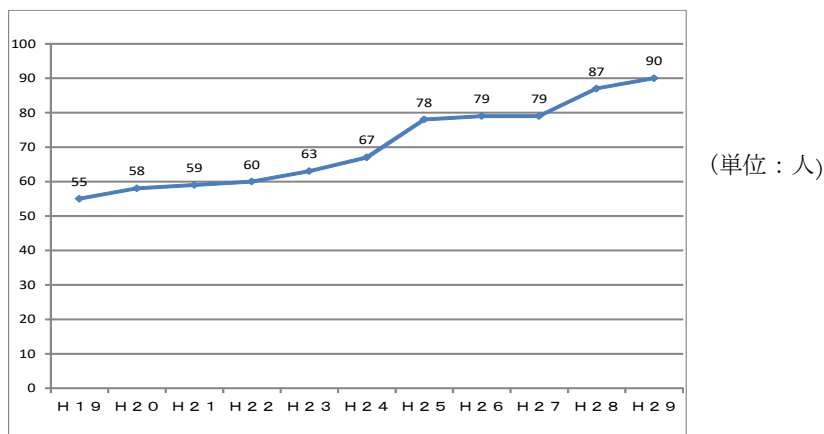
出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 医療的ケア対象児童生徒の増加

県立の特別支援学校の医療的ケア対象児童生徒は増加傾向にあり、平成29年度には90人となり、10年間で64%増加している。(図5)

今後も増加が予想されることから、医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進及び安全な環境の整備をさらに充実させていく必要がある。

図5 県立特別支援学校の医療的ケア対象児童生徒数



出所：県教育委員会調べ（H29.5）

3 地域における特別支援学校のセンター的機能及び校舎の老朽化

(1) 特別支援学校のセンター的機能の強化

県立特別支援学校の平成21年度の来校・電話相談件数は、2,653件であったが、平成28年度は3,704件と増加している。また、平成21年度の訪問相談件数は613件であったが、平成28年度は1,321件と倍増している。(表6)

平成30年度には、高等学校における通級による指導が運用開始となり、さらに相談件数の増加が予想される。今後ますます、特別支援学校がセンター的機能の役割を果たしていけるよう、整備を進める必要がある。

表6 県立特別支援学校の相談件数(平成21年度・平成28年度)

	来校・電話相談件数 (幼・小・中・高・保護者等)	訪問相談件数 (研修会講師含む)	計
平成21年度	2,653件	613件	3,266件
平成28年度	3,704件	1,321件	5,025件

出所：県教育委員会調べ（H29.5）

(2) 校舎等の老朽化対策

学校施設・設備の整備は、教育環境の充実という観点から重要であり、今後、各学校における教育活動に支障が生じないように、経年により老朽化し、構造耐力が低下している既存の校舎や屋内運動場の改築、大規模改修などについて、計画的な整備を推進していく。

具体的には、視覚支援学校は、昭和43～46年に現在の校舎が整備され、建築後49年が経過し、校舎の老朽化が進んでいることから、校舎、寄宿舎、屋内運動場等の早急な改築が必要となっている。こうした老朽化した特別支援学校の改築等を順次進め、教育活動の充実に配慮した整備を進めていく必要がある。

Ⅲ 整備方針

- 1 インクルーシブ教育システムの推進に向けて、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した、教育効果を高める教育環境を整備する。
- 2 軽い知的障害のある生徒が今後とも増加することが見込まれる仙台圏域の後期中等教育の整備拡充を図る。
- 3 老朽化した特別支援学校の改築等を推進する。
- 4 既存の施設・設備を有効活用した教育環境の整備を図る。
- 5 地域における特別支援学校のセンター的機能を充実する。
- 6 児童生徒一人一人の障害に応じたより適切な教育環境を確保するため、複数の障害に応じた併置型特別支援学校の設置に向け、教育環境を整備する。

IV 教育環境整備計画

1 教育環境整備（ハード面）の諸対策

取 組 1
小松島支援学校松陵校の設置
(1) 供用開始年度 : 平成30年度 (2) 設 置 場 所 : 旧仙台市立松陵小学校(仙台市泉区松陵) (3) 対 象 等 : ①知的障害児童生徒 ②規模:小・中学部児童生徒 8学級(30～40人程度) (4) そ の 他 : 地域利活用による学校開放を行う。

取 組 2
西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置
(1) 供用開始年度 : 平成30年度 (2) 設 置 場 所 : 西多賀支援学校(仙台市太白区鉤取本町) (3) 対 象 等 : ①知的障害児童生徒 ②規模:小・中学部、高等部児童生徒 5学級(15～20人程度) ③病弱の小学部・中学部・高等部に知的障害を併置

取組 3

名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置

- (1) 供用開始年度 : 平成31年度
- (2) 設置場所 : 名取市立不二が丘小学校内（名取市名取が丘）
- (3) 対象等 : ①知的障害児童
②規模 : 小学部児童
5学級(15～20人)

取組 4

古川支援学校のプレハブ校舎の増改築

- (1) 供用開始年度 : 平成31年度
- (2) 設置場所 : 古川支援学校(大崎市古川飯川字熊野)
- (3) 内容 : ①規模 : 2～4学級

取組 5

校舎等の老朽化対策（視覚支援学校の改築等）

- (1) 視覚支援学校の寄宿舎改築の例
 - ①供用開始年度 : 平成32年度(視覚支援学校寄宿舎)
 - ②設置場所 : 視覚支援学校(仙台市青葉区上杉6丁目5-1)
- (2) その他 : 視覚支援学校寄宿舎以外についても、順次計画的に老朽化対策を進めていく。

取組 6

特別支援学校の新設（仙台市太白区秋保地区）

- (1) 供用開始年度 : 平成36年度以降
- (2) 設置場所 : 旧拓桃医療療育センター及び拓桃支援学校の跡地
(仙台市太白区秋保町湯元)
- (3) 対象等 : ①知的障害児童生徒
②規模 : 36学級(210人程度)
③学部 : 小学部・中学部・高等部(普通科・産業技術科)
- (4) 特徴 : 高等部(産業技術科)については、以下の方向で整備
- ・軽い知的障害のある生徒の受け皿となる高等学園的機能を持ったものとする。
 - ・地域の地場産業を生かした教育課程
 - ・学校と企業との連携によるデュアルシステムの導入
 - ・寄宿舎を設置

取組 7

余裕教室等の活用

○児童生徒数の減少等を背景とした、県立高校等の余裕教室や空き教室等を活用した、特別支援学校の分校等の設置を検討していく。

教育環境整備実施計画（ハード面／年次計画）

目的	対策	年度	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年以降
狹隘化対策	取組1 小松島支援学校松陵校の設置		工事	供用開始						
	取組2 西多賀支援学校に知的障害を併置		工事	供用開始						
	取組3 名取支援学校名取が丘校（仮称）の設置		設計・工事	設計・工事	供用開始					
	取組4 古川支援学校のプレハブ校舎の増改築			工事	供用開始					
	取組6 特別支援学校の新設								設計・工事	
	取組7 余裕教室等の活用									
老朽化対策	取組5 校舎等の老朽化対策	視覚支援 学校寄宿 舎の改築	設計・工事	設計・工事	供用開始					
		その他								順次計画的に整備

2 教育環境整備（ソフト面）の諸対策

取組 8

学習指導要領改訂に伴う教育課程の見直し

(1) 目的

平成30年度からの学習指導要領改訂に伴い教育課程の見直しを図り、現在及び将来に必要な資質・能力を児童生徒一人一人が確実に育む教育を実現する。

(2) 内容

- ・一人一人に応じた指導の充実
障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導の充実を図る。
- ・自立と社会参加に向けた教育の充実
幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育や進路指導の充実を図る。
- ・学びの連続性を重視
各学部や各段階、幼稚園、小・中・高等学校とのつながりを強化し、学びの連続性を図る。
- ・交流及び共同学習の推進
障害のある児童生徒と障害のない児童生徒の交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。

取組 9

医療的ケア実施体制の充実

(1) 目的

特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒の健康の維持・増進及び安全な学習環境の整備を図る。

(2) 内容

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立特別支援学校に看護師を配置し、経管栄養や喀痰吸引等を実施
- ・児童生徒の健康管理に配慮した学習機会の確保
- ・医療的ケア運営会議の開催
- ・巡回指導医及び巡回指導看護師の指導の下、より安全な医療的ケアを実施するための校内支援体制を整備
- ・県全体の医療的ケア実施体制を把握し、幅広い視野から総括的に指導・助言を行う看護職員を常勤で配置することで、所属校のみならず、県全体の医療的ケア実施体制の整備を図る。
- ・医療、福祉、専門家等との連携、協力を強化

取組 10

特別支援学校のセンター的機能の強化

(1) 目的

小・中、高等学校等で学ぶ、障害のある児童生徒への支援を強化するため、支援を担う特別支援学校の教員の専門性が高まるよう計画的に養成するとともに、特別支援学校の免許を有する教員の採用を進める。

(2) 内容

- ・特別支援教育コーディネーター養成研修の実施
- ・高等学校教員特別支援教育理解研修会の実施
- ・管理職研修(小・中学校・高等学校、特別支援学校の校長、教頭等)の実施
- ・特別支援教育コーディネーターによる未就学児の就学相談への参加
- ・高等学校における通級による指導の運用に伴い、高等学校支援の強化
- ・福祉、医療、労働等関係機関との連携を強化

(3) その他

- ・本県北部地区を含めた視覚支援学校のセンター的機能の推進

取組 11

複数の障害種による併置化、学科の再編

(1) 目的

知的障害以外の特別支援学校の児童生徒数は横ばいかやや減少することが推測される。このことを踏まえ、知的障害以外の特別支援学校の有効活用や社会の変化に対応した学科の再編を図る。

(2) 内容

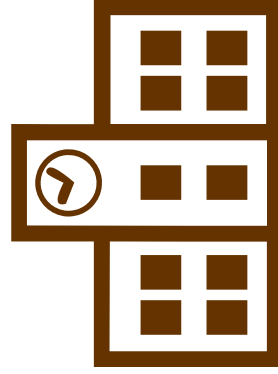
- ・肢体不自由や病弱等の特別支援学校に知的障害の併置や併設を検討
- ・視覚支援学校、聴覚支援学校の学科の見直しについて検討
- ・知的障害特別支援学校高等部の就労コースの設置を検討

3 現時点で着手している学校の整備計画

<p>①小松島支援学校松陵校の設置 〈小学部〉〈中学部〉</p>	<p>②西多賀支援学校(病弱)に知的障害を併置 〈小学部〉〈中学部〉〈高等部〉</p>	<p>③名取支援学校名取が丘校(仮称)の設置 〈小学部〉</p>
<p>④古川支援学校のプレハブ校舎の増改築</p>	<p>⑤校舎等の老朽化対策 (視覚支援学校の改築等)</p>	<p>⑥特別支援学校の新設 (仙台市太白区秋保地区) 〈小学部〉〈中学部〉〈高等部〉</p>

<p>一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○教育課程の見直し ○障害の重度化、多様化への対応 ○医療的ケア実施体制の充実 	<p>地域における特別支援学校のセンター的機能の充実</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校、高等学校等への支援強化 ○特別支援教育コーディネーターの育成 ○高等学校、管理職を対象とした研修会の実施 ○福祉、医療、労働等の関係機関との連携
--	---

【教育環境整備(ソフト面)】



V 進行管理

障害のある児童生徒の教育環境を充実させていくためには、本計画の着実な取組が不可欠である。本計画に記載している検討事項については、PDCAサイクルを機能させながら、できるだけ早く具体化していくこととし、本計画の計画期間内での実現を目指していく。

また、障害のある児童生徒数の今後の推移や、平成30年度から制度の運用が開始される高等学校における通級による指導の状況等も勘案しながら、必要に応じて見直しを行い、適切に整備を進めることとする。

第2期 県立特別支援学校教育環境整備計画

宮城県教育庁特別支援教育室

〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

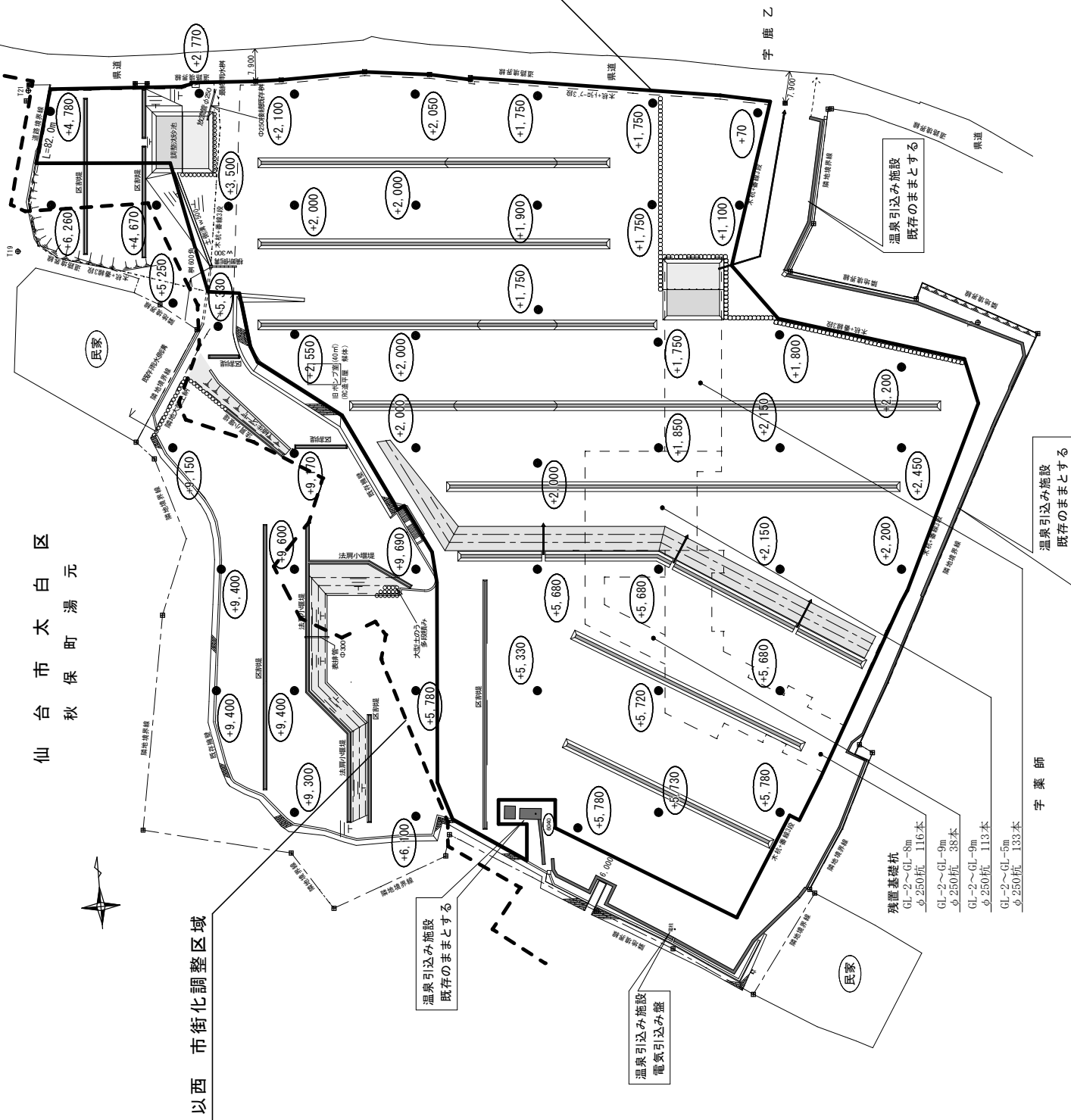
電 話 022-211-3714

FAX 022-211-3827

E-mail tokusip@pref.miyagi.lg.jp

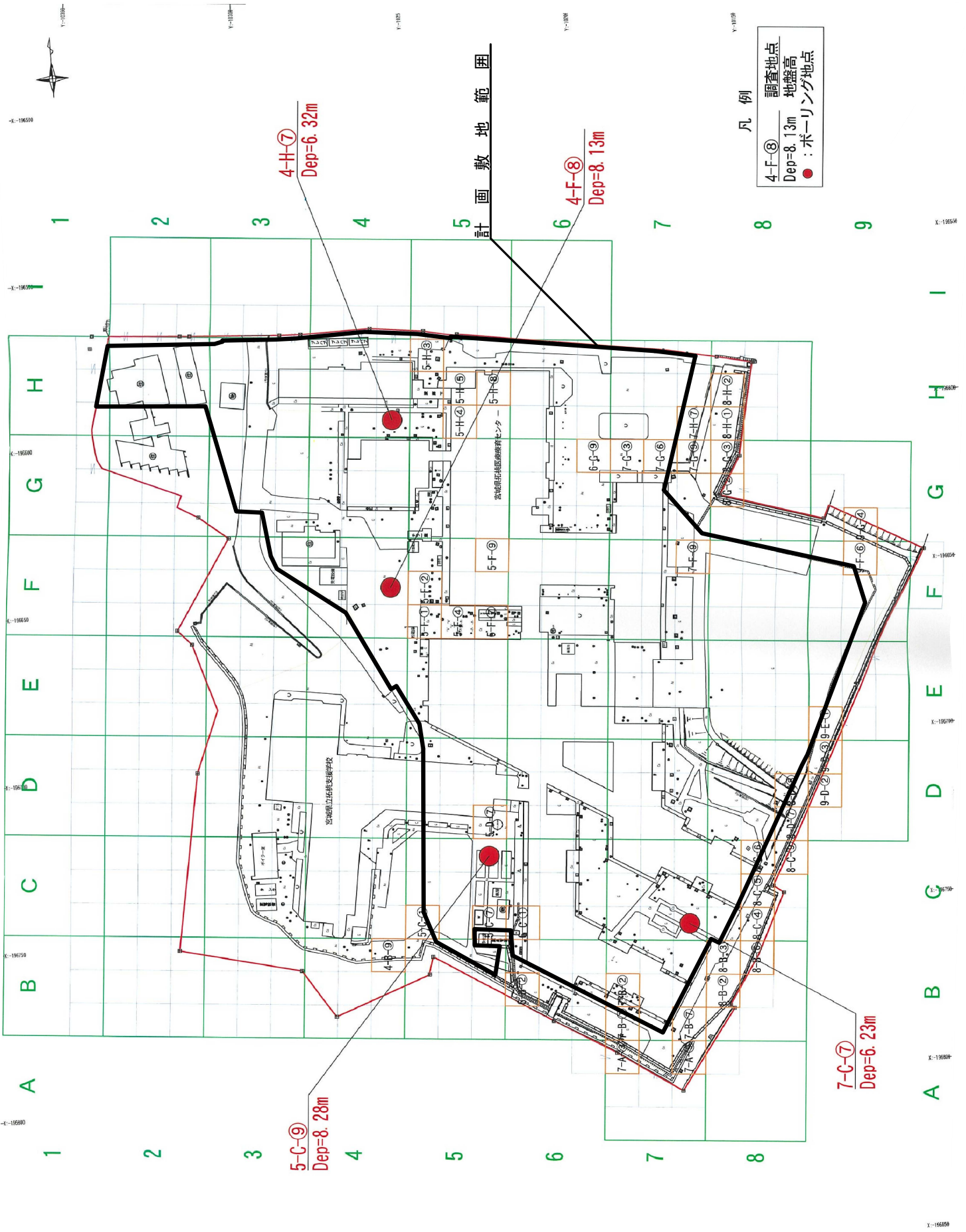
URL <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/tokusi/>

計画敷地範囲



● ±0 は、現況地盤レベルを示す。

仙台南部地区特別支援学校 計画敷地図 S:1/1500



地質調査地点位置図 S:1/1500

ボーリング柱状図

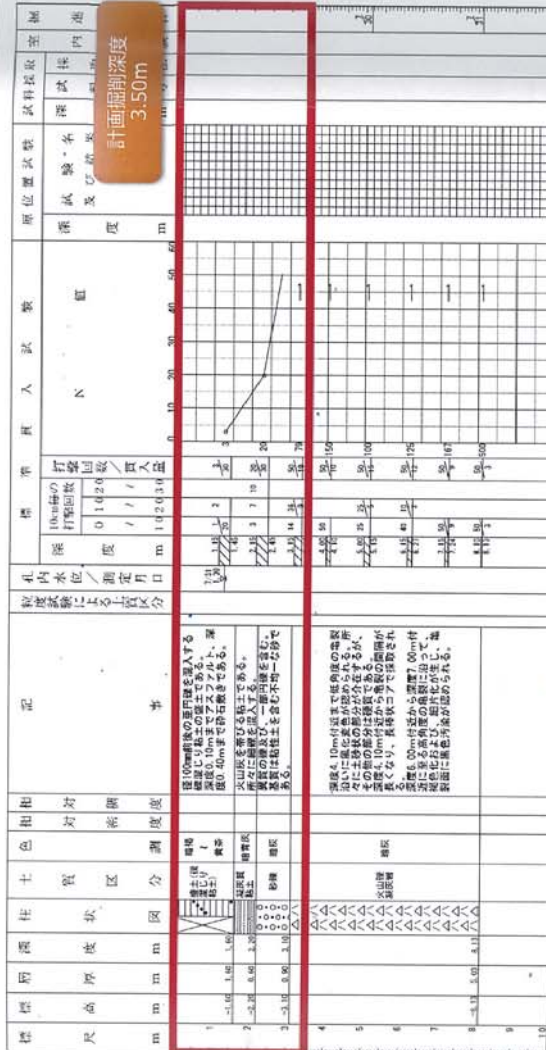
調査名 旧拓研医療センター・支援学校解体工事
事業・工事項

ボーリングNo.
シートNo.

ボーリング名 4-F-⑧
調査位置 富城山由台市山内区秋保(旧元)地内
調査期間 平成30年7月30日～平成30年7月31日
調査業者 東拓研エンジニアリング株式会社
免注機関 東拓研エンジニアリング株式会社
調査者名 堀 292-285-0221
主任技師 徳井 関幸
方 角
傾斜 0.00‰
総掘進長 8.13m

北緯
東経
調査位置 富城山由台市山内区秋保(旧元)地内
調査期間 平成30年7月30日～平成30年7月31日
調査業者 東拓研エンジニアリング株式会社
免注機関 東拓研エンジニアリング株式会社
調査者名 堀 292-285-0221
主任技師 徳井 関幸
方 角
傾斜 0.00‰
総掘進長 8.13m

ボーリングNo.
シートNo.



山留鋼矢板の地盤について

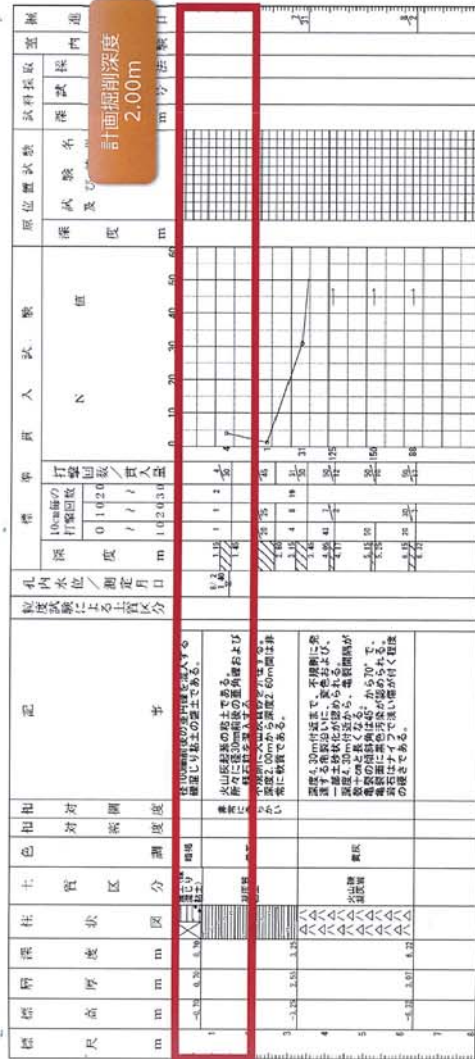
- 深度 2.20m付近まではN値 3 程度の軟質な盛土と凝灰質粘土である。
- 深度 2.20～3.10m間は、10cm ほどの礫を混入する砂礫である。
- 計画掘削深度である3.50m付近は換算N値で 79 を示す風化が認められる火山凝灰岩である。
- 根入れ部分の岩盤は、亀裂が目立つ火山凝灰岩で、換算N値で 100 以上を示す。
- 地下水位は深度 1.30mで確認され、計画掘削深度の上部に分布する。

図 4-1(1) ボーリング柱状図(4-F-⑧)

ボーリング柱状図

調査名 旧拓殖医療センター・支庁学校等解体工事
事業・工事名

ボーリングNo.	
シートNo.	
ボーリング名	4-H-⑦
調査位置	宮城県仙台市太白区秋保町湯元 地内
発注機関	東田建設株式会社
調査業者名	東北ボーリング株式会社
孔口標高	0.00m
総掘進長	6.32m
調査期間	平成30年 7月31日～平成30年 8月 2日
調査者	小林 大介
主任技師	櫻井 國幸
地盤調査	ボーリング 岩盤 引線
機 器	ハンマーストンプ
使用機	落下用具
エンジン	ヤママー製 NFD10型
ポンプ	車研製 BT-30型



山留鋼矢板の地盤について

- ・計画掘削深度である2.00m付近は、N値 1～4 程度の軟質な凝灰質粘土である。
- ・根入れ部分は、上部 1.30m程度が軟質な凝灰質粘土で、以深は換算N値で 80～150 の火山礫凝灰岩である。
- ・地下水位は深度 1.40mで確認され、計画掘削深度の上部に分布する。

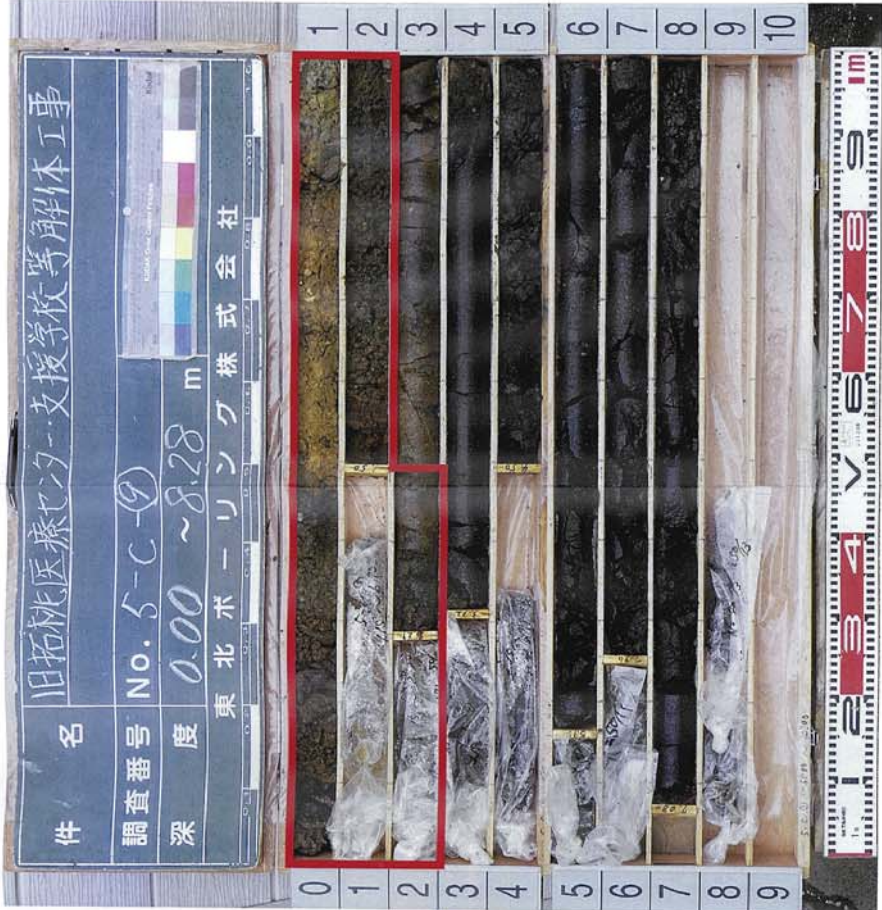
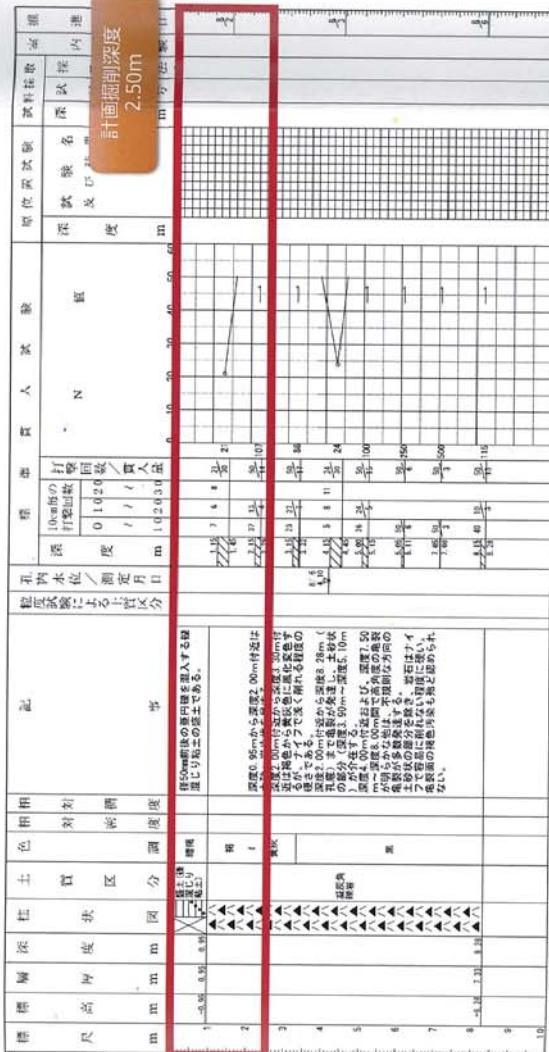


図 4-1(2) ボーリング柱状図(4-H-⑦)

ボーリング柱状図

調査名 旧拓桃医療センター・支援学校等解体工事
 事業・工事名

ボーリング名	5-C-⑨	調査位置	宮城県仙台市太白区秋保町湯元 地内	北緯	
発注機関	東田建設株式会社	調査期間	平成30年 8月 2日～平成30年 8月 6日	東経	
調査業者名	東北ボーリング株式会社	現場	小林 大介	ボーリング 作業員	佐藤 弘隆
孔口標高	0.00m	主任技師	櫻井 國平	ボーリング 機	日立動機
総掘進長	8.28m	方角	270°	ボーリング 機	日立動機
		傾斜	0°	ボーリング 機	日立動機
		方位	150°	ボーリング 機	日立動機
		傾斜	0°	ボーリング 機	日立動機



山留鋼矢板の地盤について

- 深度 0.95m付近までは礫を混入する粘性土である。
- 計画掘削深度である 2.50m付近は換算N値で 88~107 を示す風化が認められる凝灰角礫岩である。
- 根入れ部分の岩盤は、亀裂が目立つ凝灰角礫岩で、部分的にN値 24 を示すものの、概ね換算N値で 100 以上を示す。
- 地下水位は深度 4.10mで確認され、計画掘削深度の下部に分布する。

図 4-1(3) ボーリング柱状図 (5-C-⑨)

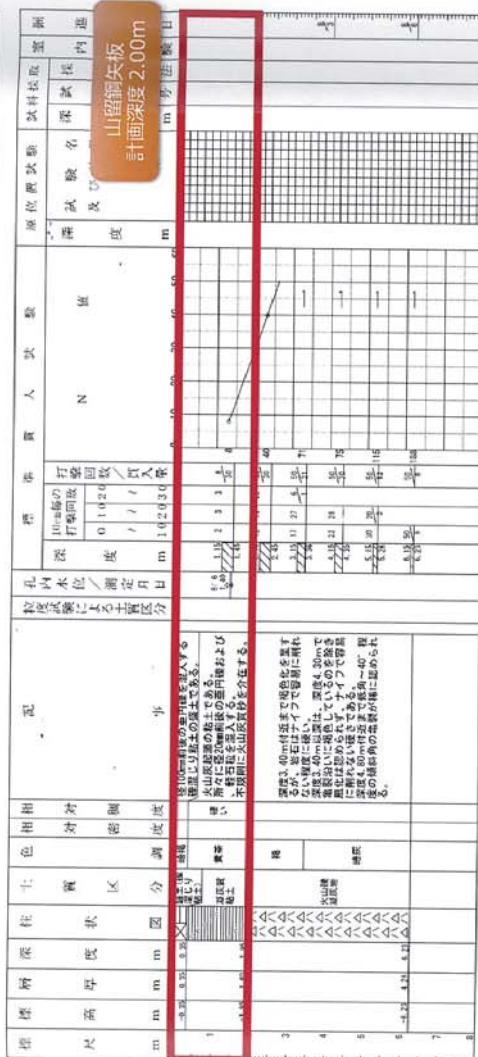
ボーリング柱状図

調査名 旧拓殖医療センター・支援学校等解体工事

事業・工事名

ボーリング機
シート紙

ボーリング名 7-C-⑦	調査位置 宮城県仙台市太白区秋保町馬元 地内	北緯	東経
発注機関 東田建設株式会社	調査期間 平成30年 8月 3日～平成30年 8月 6日	ボーリング機 自動式	
調査業者名 東北ボーリング株式会社	主任技師 小林 大介	ハンママー 平自動型	
調査業者名 東北ボーリング株式会社	代理人 堀 定高	落下用具	
調査業者名 東北ボーリング株式会社	電話 022-288-0321	ボーリング機 BC-30型	
孔口積高 0.00m	方角 180°	ボーリング機 BC-30型	
総掘進長 6.23m	傾斜 0°	ボーリング機 BC-30型	



山留鋼矢板の地盤について

- ・計画掘削深度である2.00m付近までは、N値8程度の凝灰質粘土である。
- ・根入れ部分は、上部1.00m程度がN値40程度の風化が認められる火山礫凝灰岩で、以深は換算N値で71以上の火山礫凝灰岩である。
- ・地下水位は深度1.40mで確認され、計画掘削深度の上部に分布する。



図 4-1(4) ボーリング柱状図(7-C-⑦)

仙台南部地区特別支援学校新築設計
公募型プロポーザル判定委員会設置要綱

(設置)

第1条 仙台南部地区特別支援学校新築設計業務を委託するに当たり、より優れた設計者を公募型プロポーザルによって選定するために、「仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル判定委員会」(以下「判定委員会」という。)を設置する。

(判定委員会の所掌事務及び報告義務)

第2条 判定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル方式の実施要項等の策定に関すること。
 - (2) 公募型プロポーザル方式による設計者の評価・選定に関すること。
 - (3) プロポーザルに係る提案書類等を審査し、設計候補者を選定すること。
- 2 判定委員会は、前項の選定結果を判定結果報告書により知事に報告する。

(組織)

第3条 判定委員会は判定委員5名をもって構成する。

- 2 判定委員は、別表に掲げる者を充てる。

(任期)

第4条 判定委員の任期は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 判定委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、判定委員の互選によって定める。
- 3 会長は会務を総理し、判定委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 判定委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 判定委員会の会議は、判定委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 判定委員会の議事は、出席した判定委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は必要に応じて、判定委員会の会議に判定委員以外の者の出席を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 判定委員は、審査上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(責務)

第8条 判定委員は、プロポーザルに参加する設計者に対して援助を行ってはならない。

(庶務)

第9条 判定委員会の庶務は、土木部営繕課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、判定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

仙台南部地区特別支援学校新築設計公募型プロポーザル判定委員会
判定委員名簿（敬称略）

※凡例：◎会長 ○副会長

※	分野	区分	氏名	所属・役職
◎	建築	学識経験者	いしい さとし 石井 敏	東北工業大学 工学部建築学科 教授
	教育	行政（県）	かどわき けい 門脇 恵	宮城県立石巻支援学校 校長
	建築	行政（国）	ささき しょういち 佐々木 章一	国土交通省 東北地方整備局営繕部整備課 課長
	教育	行政（県）	たかはし たけひこ 高橋 剛彦	宮城県 教育庁 教育次長
○	建築	行政（県）	みうら としのり 三浦 俊徳	宮城県 土木部 技監兼次長（技術担当）